田園環境整備マスタープラン作成ガイド

平成 27 年４月

農林水産省　農村振興局　整備部

設計課　計画調整室

目　次

はじめに

Ⅰ．田園環境整備マスタープランについて
１．田園環境整備マスタープランの対象地域 ･････････････････････････････････ 1
２．田園環境整備マスタープランの内容 ･････････････････････････････････････ 2
３．田園環境整備マスタープランの留意事項等 ･････････････････････････････････ 3
４．田園環境整備マスタープランの見直し ･････････････････････････････････････ 4

Ⅱ．田園環境整備マスタープランの作成ガイド
１．田園環境整備マスタープランの作成手順 ･････････････････････････････････ 5

２．項目別検討内容 ･･･ 7
２－１．地域内の環境評価に関する事項 ･･････････････････････････････････････ 7
（１）自然環境調査、社会環境調査 ･･ 9
概要 ･･ 9
調査項目別の整理方法 ･･ 10
①自然環境調査 ･･･ 10
1)気象 ･･･ 10
2)地形・地質 ･･･ 12
3)水環境 ･･･ 15
4)植物 ･･･ 17
5)動物 ･･･ 24
6)景観 ･･･ 31
②社会環境調査 ･･･ 33
1)地域指定 ･･･ 33
2)地域指標 ･･･ 36
3)観光レクリエーション ･･･ 39
4)土地利用 ･･･ 41
5)関連計画 ･･･ 42
6)歴史・文化 ･･･ 44
（２）地域環境の評価 ･･･ 46

２－２．環境保全の基本方針に関する事項 ･･･････････････････････････････････ 47

２－３．地域の整備計画に関する事項 ･･･ 48
（１）環境創造区域、環境配慮区域の設定 ･････････････････････････････････････ 49
（２）環境創造区域、環境配慮区域における整備計画 ･････････････････････････ 64

２－４．その他市町村長が必要と認める事項 ･････････････････････････････････ 68

【資料編】
１．インターネットで公開されているデータの入手方法 ･････････････････････ 資料－ 1

２．関係通知
（１）環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について
（平成 14 年２月 14 日付け農林水産事務次官通知（平成 27 年４月９日
一部改正)） ･･･ 資料-16
（２）田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について
（平成 14 年２月 14 日付け農村振興局長、生産局長通知） ･････････････ 資料-20

※本書に記載した整理例は、事例を示すために作成したもので、緑色の枠で囲んでいます。
また、コラムは、参考となる情報を紹介したもので、青色の枠で囲んでいます。

整理例

【コラム】

はじめに

平成 13 年の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、自然と共生する田園環境の創造に向けて、様々な仕組みを整備してきました。

その一環として、平成 14 年に「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について」(平成 14 年２月 14 日付け 13 農振第 2512 号) を制定し、農業農村整備事業等については、地域の合意形成のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を踏まえて実施することとしました。併せて、マスタープランにおいて定められるべき事項について示した「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について」（平成 14 年２月 14 日付け 13 農振第 25213 号）を制定しました。

このことを契機として、多くの市町村においてマスタープランの作成が進められ、これに基づいて環境との調和に配慮した事業がこれまで実施されてきました。

一方、これらの仕組みが整備されてから 10 年以上が経過し、地域の自然環境の変化や市町村合併等の社会環境の変化に対応したマスタープランの見直しと内容の充実の必要性が高まっています。

こうしたことから、マスタープランの内容の充実と効率的な作成に資することを目指して、マスタープランにおいて定める事項について、その考え方、作成の手順、参考となる資料等を具体的に示した田園環境整備マスタープラン作成ガイド（以下「ガイド」という。）を取りまとめました。

今後、本ガイドがマスタープランの作成・見直しに携わる現場技術者の参考資料として活用され、マスタープランのより一層の充実が図られることを期待しております。

本ガイドの作成に際し、ご指導いただきました学識経験者の方々を始め、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

ガイドの取扱いについて

本ガイドは、既存の田園環境整備マスタープランの分析、モデル地域での田園環境整備マスタープランの検討を踏まえ、作成したものであり、田園環境整備マスタープランの作成・見直しに当たっては、地域それぞれの自然環境・社会環境等の特徴を踏まえる必要があります。

Ⅰ．田園環境整備マスタープランについて

１．田園環境整備マスタープランの対象地域

マスタープランの対象地域は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項）内となります。

また、農業振興地域以外の地域であっても、生態系の連続性や農道・水路等の施設一体性・連続性を考慮して対象地域を設定することができます。

■マスタープランの対象地域（イメージ）

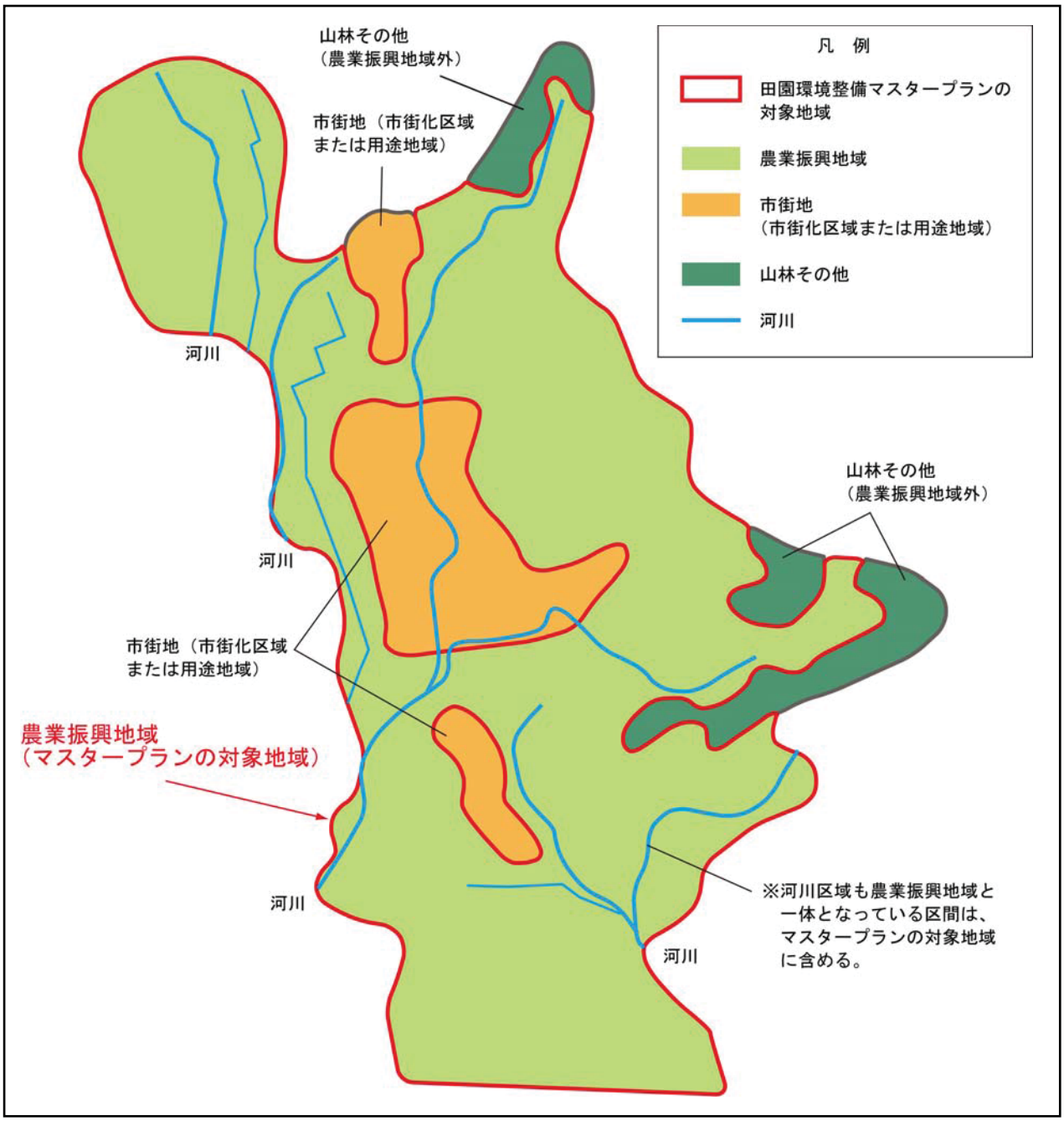

２．田園環境整備マスタープランの内容

マスタープランでは、対象地域における自然環境及び社会環境に係る調査の結果に基づき、①地域内の環境評価に関する事項、②環境保全の基本方針に関する事項、③地域の整備計画に関する事項、④その他市町村長が必要と認める事項について整理します。

①地域内の環境評価に関する事項

自然環境や社会環境に関する調査を実施し、地域内の環境評価について整理します。

②環境保全の基本方針に関する事項

「① 地域内の環境評価に関する事項」を踏まえ、地域内の保全すべき生態系や配慮すべき事項について整理します。

③地域の整備計画に関する事項

「① 地域内の環境評価に関する事項」、「② 環境保全の基本方針に関する事項」を踏まえ、農業農村整備事業の実施に際し、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を形成・維持するための環境配慮に関する整備計画について記載します。

④その他市町村長が必要と認める事項

環境配慮以外の事項、例えば自然保護活動、環境学習、歴史・文化的側面に関する事項についてマスタープランに記載したい場合は、本項を適用することで、市町村の判断により事項を追加することができます。

３．田園環境整備マスタープランの留意事項等

（１）都道府県、市町村の施策との整合について

マスタープランは、都道府県や市町村の条例等と整合を図る必要があります。

（整合を図るべき条例や計画の例）

条例：環境基本条例、景観条例　等

計画：総合計画、環境基本計画、景観計画、緑の基本計画、生物多様性地域戦略　等

（上記以外にも各種条例や計画がある場合があります。）

（２）対象地域の区分について

対象地域について、「環境創造区域」又は「環境配慮区域」を設定する必要があります。

「環境創造区域」は、自然と共生する環境を創造する区域であり、環境配慮区域の内容に加え、多様な生物相、絶滅危惧種等の生息・生育環境、及び優れた景観の保全のための具体的な環境配慮対策を実施する区域となります。

「環境配慮区域」は、工事の実施に当たって、環境に与える影響の緩和を図る等環境に配慮する区域であり、主として施工時の影響を緩和する措置を行う区域となります。また、地域の特性を踏まえ、生態系のネットワークについて配慮することも必要です。

※詳細については、２－３．地域の整備計画に関する事項（P.48）を参照してください。

４．田園環境整備マスタープランの見直し

マスタープラン作成後に対象地域の自然環境や社会環境の変化等が生じた場合は、マスタープランを見直す必要があります。

見直しが必要になるケースとしては、市町村合併等に伴って総合計画等の上位・関連計画が改訂された時や、時間の経過等により地域の自然環境や社会環境が大きく変化した場合、動植物の生息・生育情報等の蓄積により、保全すべき生態系等が新たに確認された場合等があげられます。

Ⅱ．田園環境整備マスタープランの作成ガイド

１．田園環境整備マスタープランの作成手順

（１）作成手順

マスタープランでは、対象地域における自然環境及び社会環境を踏まえ、「地域内の環境評価に関する事項」、「環境保全の基本方針に関する事項」及び「地域の整備計画に関する事項」を取りまとめます。

具体的には、対象地域における自然環境・社会環境に関する現況調査を行い、その結果を「地域内の環境評価に関する事項」として取りまとめ、これを踏まえ、地域内の環境保全に関する基本的な考え方を「環境保全の基本方針に関する事項」として整理します。

「地域の整備計画に関する事項」では、これらの結果を踏まえ、対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区分し、農業農村整備事業を実施する際の環境配慮に関する整備について、その考え方や具体的内容について取りまとめます。

上記以外の地域内の環境保全に関する事項については、「その他市町村長が必要と認める事項」として、市町村の判断により追加することができます。

作成手順をフローで示します。

《作成フロー》

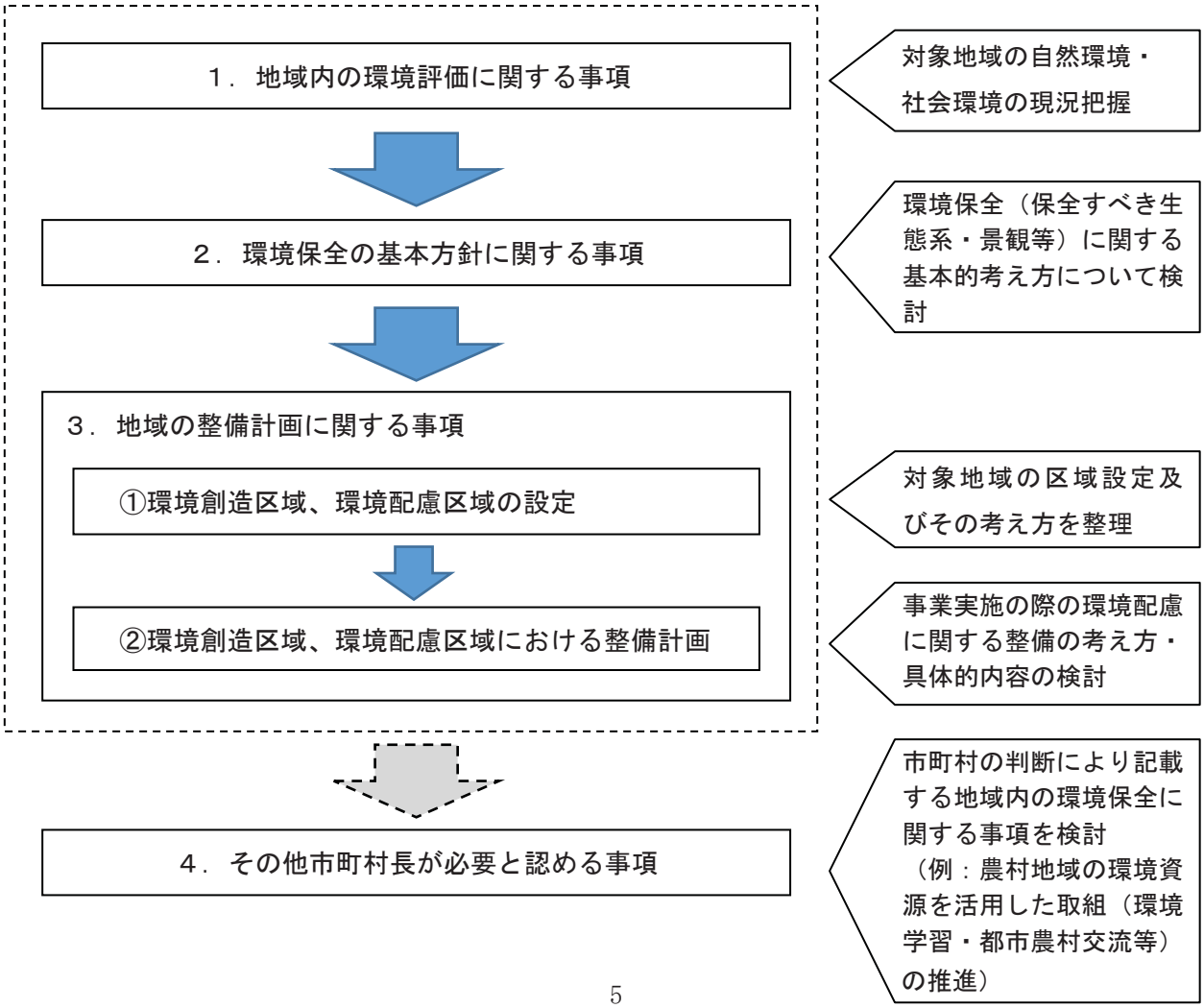

（２）策定体制

マスタープランの作成に当たっては、関係行政機関等との密接な連携の下に検討を行うとともに、地域住民の意向及び学識経験者等の意見を計画に反映させることが重要です。

環境は地域によって多様であり、またその捉え方も異なります。このため、地域の実情に即しつつ、調査方法や環境配慮対策について的確に検討を行うため、検討会等を設置することが考えられます。

（検討会の構成例）

学識経験者：大学の研究者、研究機関の職員、博物館・郷土資料館等の学芸員、
高校の理科の教員　等

農家を含めた地域住民：土地改良区、農家、地域住民の代表（自治会組織の代表）　等
環境保全に取り組む団体、NPO　等

行　　政：市町村の農業担当部署、環境担当部署　等

２．項目別検討内容

２－１．地域内の環境評価に関する事項

ここでは、対象地域における自然環境及び社会環境の現況調査を行います。ここで取りまとめた結果は、「環境保全の基本方針」（P.47）を検討する際の基礎資料となりますので、このことを念頭において調査項目を設定することが重要です。

取りまとめに当たっては、既存文献資料や環境に関する市町村等の各種計画を収集し、活用します。

動植物調査では、調査を効率的に行うため、現地調査に先立って動植物の調査データ等の既存文献資料の収集を行うとともに、学識経験者や地元の動植物に詳しい人からの聞き取り調査を行うことが重要です。

聞き取り調査では、調査地域における希少種等動植物の生息・生育情報、冬季における水路の水の有無等四季の生息・生育環境、地域住民による動植物の保全活動等について情報を収集します。これと既存文献資料の情報等を基に、良好な環境や景観等が存在する場所を中心に現地調査を行います。

現地調査に当たっては、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」（P.48～）を設定する際の重要な資料となることを念頭に置いて、動植物の生息・生育状況と生息・生育環境を把握することが重要です。

以上の結果を基に、調査項目毎に対象地域における自然環境及び社会環境の現況を把握し、地域環境の評価を記述します。

≪作成フロー≫

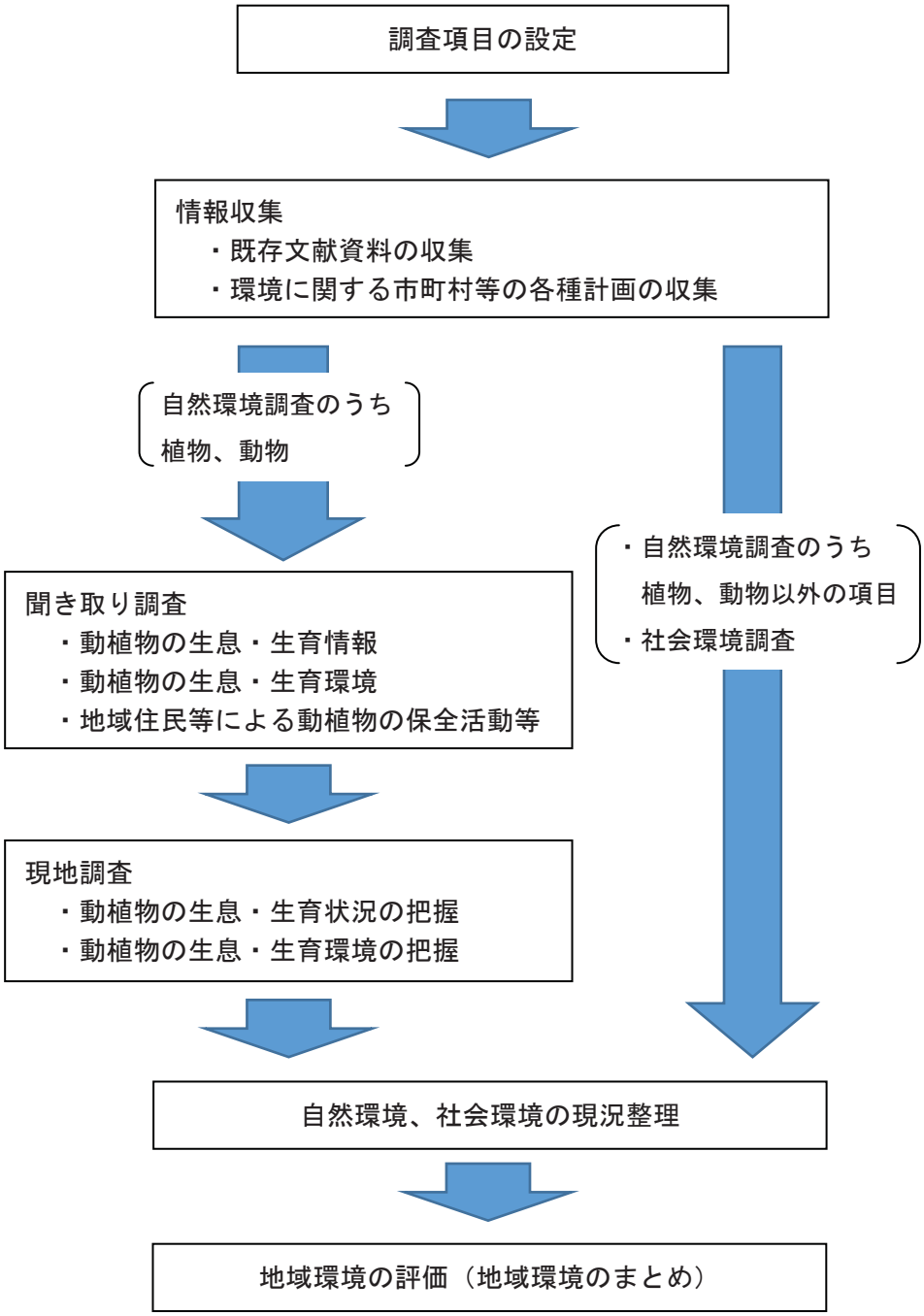
調査項目の設定
情報収集
・既存文献資料の収集
・環境に関する市町村等の各種計画の収集
自然環境調査のうち
植物、動物
・自然環境調査のうち
植物、動物以外の項目
・社会環境調査
聞き取り調査
・動植物の生息・生育情報
・動植物の生息・生育環境
・地域住民等による動植物の保全活動等
現地調査
・動植物の生息・生育状況の把握
・動植物の生息・生育環境の把握
自然環境、社会環境の現況整理
地域環境の評価（地域環境のまとめ）

（１）自然環境調査、社会環境調査

●概　要

ここでは、地域の環境評価を行うために必要な情報を整理します。

標準的な調査項目は、次表に示すとおりとしますが、地域の実情に応じて項目を設定します。

自然環境調査、社会環境調査の標準的な調査項目

項　目	具　体　的　内　容　例
1　自然環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形：地勢図や地形図による
	②地質：地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による
	②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2　社会環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置(ﾗﾑｻｰﾙ条約等)
	②国の指定地域(国立公園等)
	③都道府県の指定地域(県立自然公園等)
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造
	④農業の現状及び動向等
(3) 観光レクリエーション	①主要な観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要

●調査項目別の整理方法

①自然環境調査

1）気象

ア　調査項目

気象条件は、動植物の生息・生育にとって基礎的な条件となることから、気象庁等で観測している気象データを整理し、対象地域における気象の特徴を把握します。

（例）気　温：月別の平均気温、最高気温、最低気温（平年値）等
　　降水量：月別降水量（平年値）等
　　積　雪：最深積雪（平年値）等

イ　調査方法（文献調査）

市町村の統計資料や総合計画、環境基本計画等に気象の記述がある場合があります。
また、気象庁 HP で、全国の観測地点における過去の気象データを入手できます。

気象に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※
統計書	市町村、都道府県	主な気象統計データ
総合計画	市町村	市町村における気象の概要
環境基本計画	市町村	市町村における気象の概要

※気象の記載がない場合もあります。

インターネット上で公開されている主な気象データ

資料名	作成主体	主な情報	主なデータ形式	入手方法
過去の気象データ検索	気象庁	全国の気象庁観測地点における降水量、気温、風向・風速、日照時間、最深積雪等	CSV 他	気象庁 HP(資料編参照) http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php

○過去の気象データの表示例（気象庁ホームページ）

※詳細なデータの入手方法・手順については、資料編に詳しく記載しています。

気象の整理例

本市は○○に沿って流れる黒潮の影響を受け、年間を通じて温暖な気候となっている。年間の日照時間は 2,300 時間前後と、全国的にも長い地域である。

○○地域気象観測所による最近 30 年間の平均気温は 16.0℃で、夏冬の気温の差が小さく、冬場でも最低気温は０℃以上と一年を通じて比較的過ごしやすい地域となっている。年降水量は平均 1,723mm で、梅雨（６月）と台風（９～10 月）の時期に降水量が多くなっている。平均風速は 2.3m/s であるが、冬期には「遠州の空っ風」と呼ばれる西北西の季節風が強く吹くという特徴がある。

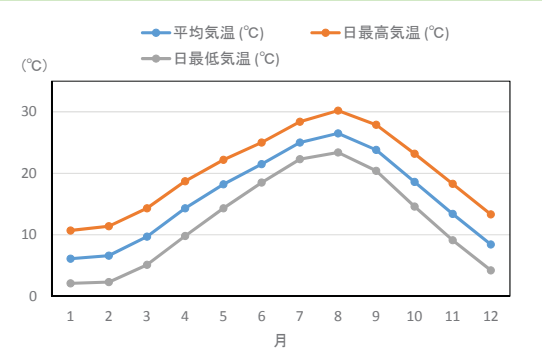

月別気温（平均、最高、最低）

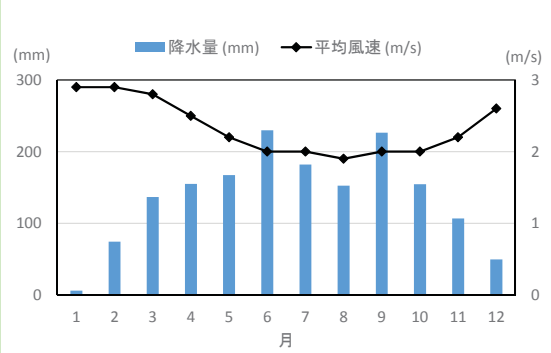

月別降水量、平均風速

気象概要　○○地域気象観測所における平年値（1981～2010 年）　資料：気象庁 HP

2) 地形・地質

ア　調査項目

地形・地質条件により、同じ地域の中でも動植物の生息・生育条件が異なる場合があるため、市町村等でまとめている資料を整理し、対象地域における地形・地質の特徴を把握します。

（例）位置・地勢：対象地域の位置、面積、立地条件等
　　地　形：対象地域の地形の概要（地形分布図）等
　　地　質：対象地域の地質の概要（地質図）等

イ　調査方法（文献調査）

市町村で作成している各種報告書や計画書に地形・地質の概要が記載されている場合があります。

また、都道府県が実施している土地分類基本調査が国土交通省のHPで公開されており、1/5万の表層地質図や地形分類図を入手することができます。

地形・地質に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※
環境基本計画	市町村	市町村における地形・地質の概要
緑の基本計画	市町村	市町村における地形・地質の概要
市町村史	市町村	市町村における地形・地質の概要

※地形・地質の記載がない場合もあります。

インターネット上で公開されている主な地形・地質データ

資料名	作成主体	主な情報	主なデータ形式	入手方法
5 万分の1都道府県土地分類基本調査	国土交通省	地形分類図、土地利用現況図、表層地質図、土壌図、簿冊（報告書）	画面表示（印刷またはPDF保存可）	国土交通省 HP（資料編参照）http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html

○５万分の１都道府県土地分類基本調査（表層地質図）の表示例（国土交通省ホームページ）

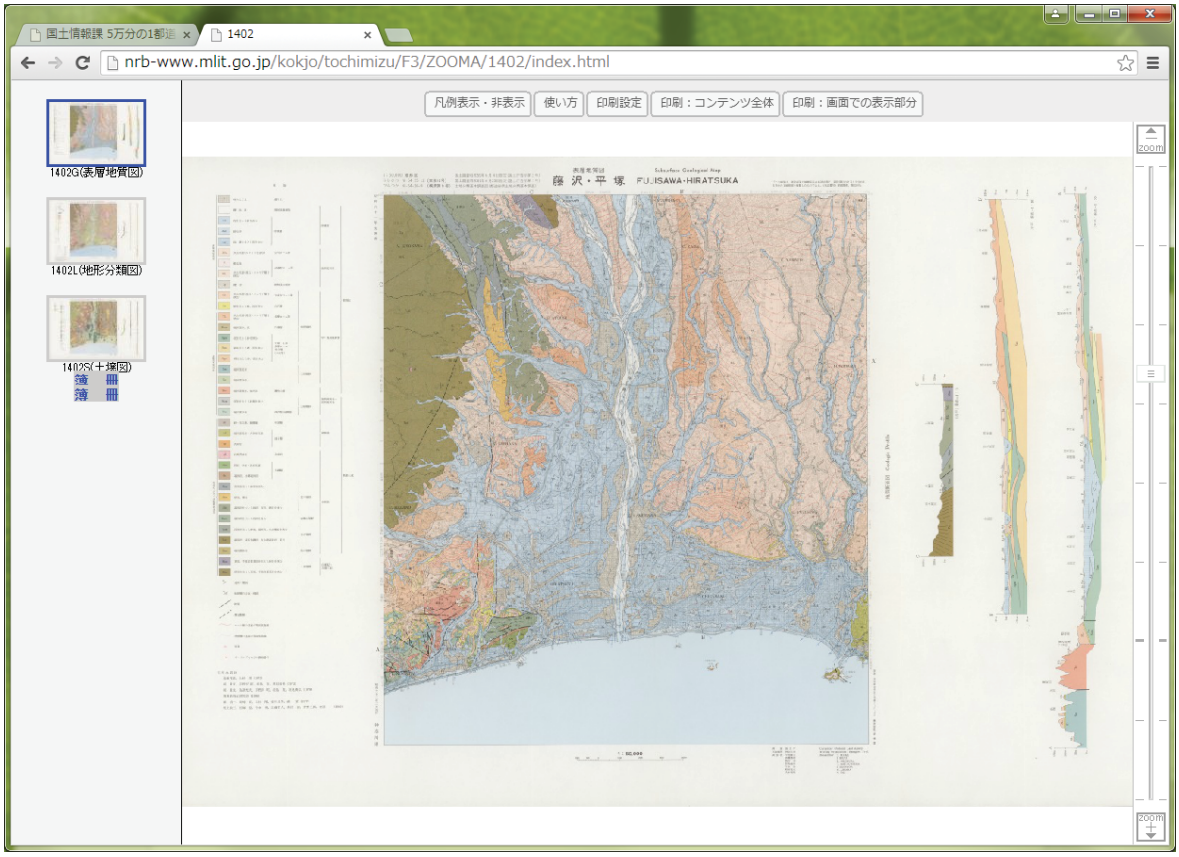

※詳細なデータの入手方法・手順については、資料編に詳しく記載しています。

地形の整理例

(1) 位置及び地勢

本市は○○県の西部、○○地域のほぼ中央にあって、○○市、○○市の中間地点よりやや西に位置し、JR○○線・駅から約○km、○○駅からは約○○kmの距離にある。

市域は東西約○km、南北約○km、総面積は○○km²（県の総面積に占める比率は○○%）であり、東は○○市に、西は○○市に、北は○○町にそれぞれ接している。

(2) 地　形

本市の地形は市街地を取り囲むように市域中央東部の○○丘陵地、北東部の○○丘陵地、北西部の○○台地が形成され、丘陵地の裾から南部の○○海岸までは、○○川や○○川の流域に沿って沖積平野が広がっている。

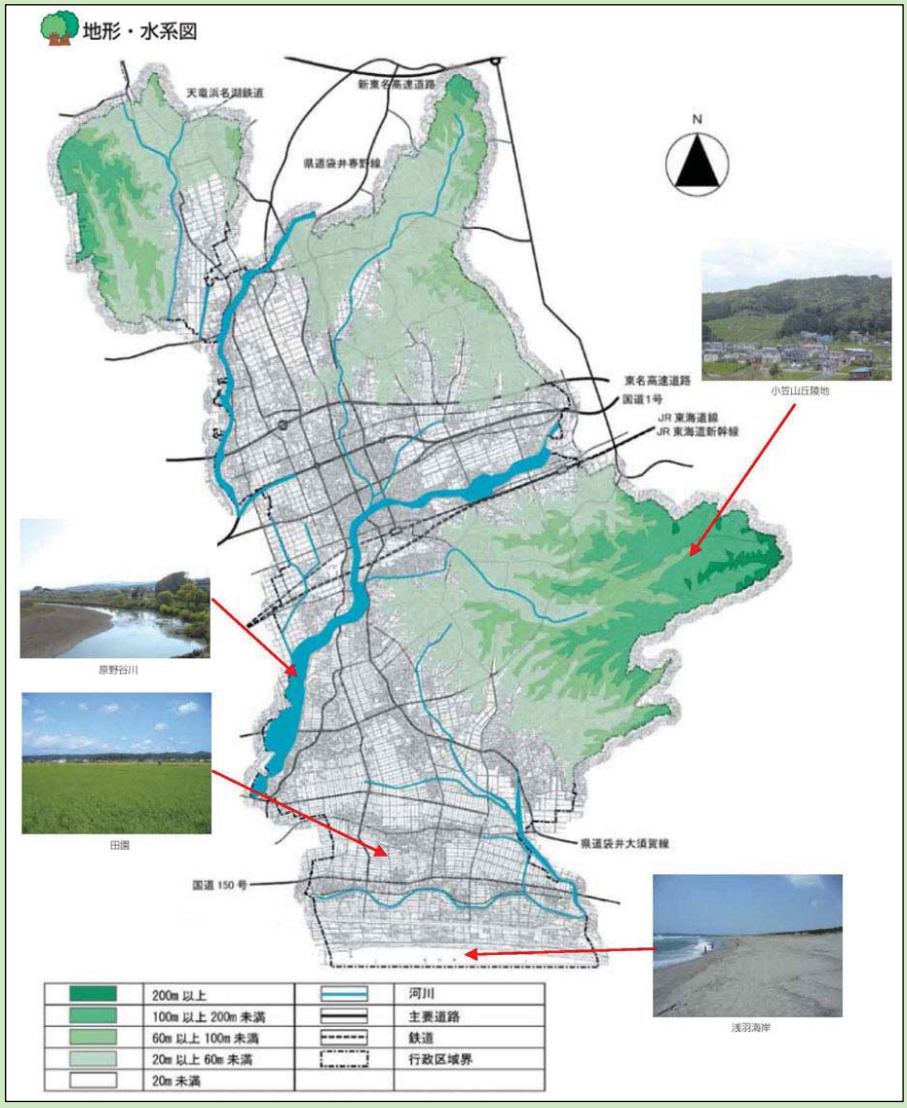

3) 水環境

ア　調査項目

河川、水路、ため池等の水環境は、魚類や水生植物等の動植物の生息・生育条件に直接影響することから、国、都道府県、市町村等の調査資料を整理し、対象地域における水環境の特徴を把握します。

（例）河川、水路、湖沼、ため池等の位置（水系図）、水質調査結果　等

イ　調査方法（文献調査）

河川、水路、湖沼、ため池等の位置は、市町村等で作成している各種計画書の記述や図が参考になります。また、GIS が利用できる場合は、位置情報を地図上に表示できるので便利です。

水環境に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※	備　考
環境基本計画	市町村	河川の名称・位置	
緑の基本計画	市町村	河川の名称・位置	
河川整備計画	国土交通省、都道府県、市町村	河川の名称・位置 河川環境の概要	国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/
土木事務所管内図	都道府県	河川の名称・位置	
水質調査報告書	市町村、都道府県	水質調査データ	

※河川や水質の記載がない場合もあります。

水環境に関する主な参考資料（GIS データ等）

資料名	作成主体	主な情報	主なデータ形式※1	入手方法
日本水土図鑑	一般財団法人日本水土総合研究所	用排水路（国営・県営）、ため池等の名称、位置等	ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ	一般財団法人日本水土総合研究所ホームページの「お問い合わせ」ページから申し込む※2 http://www.jiid.or.jp/
国土数値情報	国土交通省	河川の名称、位置、指定区間の種別等	ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ	国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省 HP） （資料編参照） http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/

※1 シェープファイル等の GIS データを利用するには市販の GIS ソフトが便利ですが、フリーウェアを利用することもできます。

※2 データ提供範囲は、農村振興に関わる関係機関（農水省、農政局、農工研、都道府県、市町村、土地連、関係団体、システム管理者）

水環境の整理例

本市内には二級河川である○○川、○○等中小の河川が流れている。また、本市内のため池の多くは山に囲まれた農業用のため池で、規模の小さなものがほとんどである。

平成 25 年度の水質測定結果をみると、環境基準が定められている水質測定地点においては、いずれも環境基準を満たしている。

公共用水域水質測定結果（平成25年度）

No	水域名	地点名	水域類型	環境基準適合状況
1	○○水域（○○川）	○○橋	―	―
2	○○水域（○○川）	○○橋	A	○
3	○○水域（○○川）	○○橋	B	○
4	○○水域（○○川）	○○橋	A	○
5	○○水域（○○川）	○○橋	B	○
6	○○水域（○○川）	○○橋	C	○

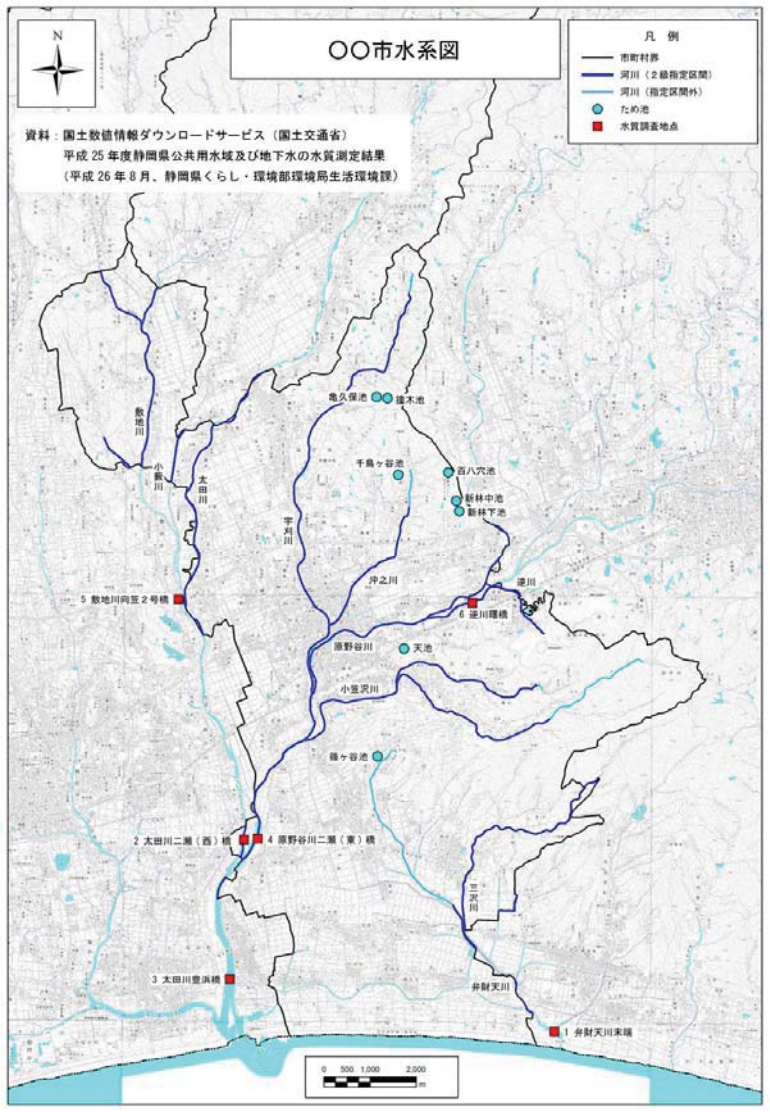

4) 植物

ア　調査項目

対象地域における植物の生育状況を把握するため、文献調査、聞き取り調査及び現地調査を実施します。

なお、対象地域における植物の分布状況は、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」（P.48～）を設定する際の重要な情報となります。

（例）植物群落の分布状況（植生図を整理し、対象地域における植生分布の把握と、希少な植物群落の有無を確認します。）

植物の分布状況（対象地域で確認されている種名を把握します。特にレッドリスト・レッドデータブック掲載種については、生育場所及び生育環境を把握します。）

地域住民等による植物の保全活動（地域住民等と自然環境との関わりについて把握します。）

イ　調査方法

アで示した調査項目のうち、地域住民等による植物の保全活動等については、文献調査及び聞き取り調査により取りまとめることが可能です。

植物の分布状況については、文献調査及び聞き取り調査を行うとともに、これらの情報に基づき、現地調査を実施します。現地調査については、生態系が豊かな場所を調査地点として設定することや、調査方法の簡略化（踏査）について検討することで、効率的に植物の生育状況や生育環境を把握することが可能となります。

a. 文献調査

植物の調査データは、市町村、都道府県、地方農政局等が作成している調査資料に記載されている場合があります。また、インターネット上に公開されている植物の調査データを活用することができます。

地域住民等による植物の保全活動等については、市町村の環境基本計画にまとめられていることがあります。

植物に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※	備　考
「レッドデータブック」または「レッドリスト」	環境省、 都道府県	希少植物の分布情報	
農林水産省が実施している調査 （農業農村環境情報整備調査、生息環境情報調査、水域ネットワーク調査等）	農林水産省 各地方農政局、 北海道開発局、 沖縄総合事務局	植物調査データ（調査位置、確認種名等の CSV データ及び出力図） （CSV データには調査地点の緯度経度情報が整理されているため、GIS への取り込みが可能）	（問合せ先） 農林水産省 農村振興局設計課 計画調整室 環境計画班

植物に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※	備　考
「環境基本計画」	市町村	植物分布の概要 地域住民等による植物の保全活動	
「緑の基本計画」	市町村	植物分布の概要	
「生物多様性地域戦略」	市町村、 都道府県	植物分布の概要 植物の生育環境	
都道府県や市町村等が実施した生態系調査の報告書等	市町村、 都道府県等	植物の分布状況 植物の生育環境	

※植物の記載がない場合もあります。

インターネット上で公開されている主な植物調査データ

資料名	作成主体	主な情報	主なデータ形式	入手方法
自然環境保全基礎調査	環境省	植生図、特定植物群落等の位置情報	ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ （植生図は jpeg または PDF でも入手可）	環境省生物多様センターHP（資料編参照） http://www.biodic.go.jp/trialSystem/shpddl.html
河川水辺の国勢調査	国土交通省	植物調査データ（調査位置、確認種名等）	ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ （位置情報を含まない確認種一覧表は csv でも入手可）	河川環境データベースHP（資料編参照） http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/

○自然環境保全基礎調査（1/25,000 植生図）の表示例（自然環境情報 GIS 提供システム）

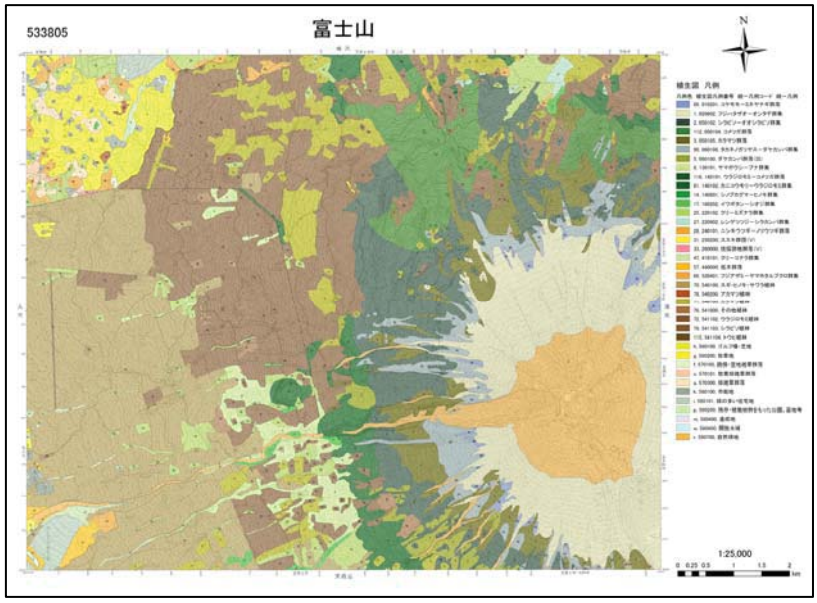

※詳細なデータの入手方法・手順については、資料編に詳しく記載しています。

b. 聞き取り調査

聞き取り調査は、学識経験者等を対象に植物の分布状況等を把握するのに有効な方法であり、現地調査に先立って調査地点の絞り込みを検討する際に、地域における植物の生育状況等の重要な情報を得ることが期待できます。

〇聞き取り対象者（例）

大学の研究者、研究機関の職員、高校の理科の教員、博物館・郷土資料館等の学芸員、自然保護活動を行っている団体・個人、その他地域の環境に詳しい方や、技術士[農業部門・環境部門]（公益社団法人日本技術士会）、環境カウンセラー（環境省）、ビオトープ管理士（公益財団法人日本生態系協会）、生物分類技能検定（一般財団法人自然環境研究センター）、都道府県や市町村の環境アドバイザー等の環境に関する資格を有する者

〇聞き取り項目（例）

・植物の分布状況と生育環境
  - レッドリスト・レッドデータブック掲載種等の生育場所等
  - 特徴のある環境
  - 植物の生育環境の変化
・地域住民等による植物の保全活動の状況
・植物の調査資料の有無（前項で収集したもの以外にないか確認する）

c. 現地調査

文献調査や聞き取り調査の結果を踏まえ、現地調査を行います。調査方法の例を以下に示しますが、悉皆的に調査を行うことは費用面等から現実的に難しい場合もあるため、文献調査結果や学識経験者等の意見を踏まえ、調査方法や調査地点数を柔軟に検討することが必要です。例えば、文献調査や聞き取り調査で詳しい情報が得られた場合は調査方法を簡略化することや、地域住民や学識経験者等との共同調査、種の同定のみ学識経験者に依頼する方法等が考えられます。

〇調査内容

・調査地点

文献調査や聞き取り調査で得られた希少な植物の生育情報や、地域住民等による植物の保全活動の情報を踏まえ、現地調査地点を選定します。なお、調査時期が新しく、植物の分布状況が分かるデータがある場合は、それを有効活用することで、現地調査の効率化を図ることも考えられます。

なお、環境創造区域の候補地となることを念頭に置いて、調査地点を選定することも考えられます。

・調査項目

調査地点別の植物の生育状況（植物目録作成）及び生育環境

※レッドリスト・レッドデータブック掲載種が確認された場合は、生育場所を記録します。

・調査時期及び回数

調査時期及び回数の設定に際しては、同定がしやすい開花・結実時期等、植物の特性や地域の特性を考慮することが重要です。

植物に関する事前の情報が十分ではない場合は、できるだけ多くの植物種を把握する観点から、多くの植物が開花・結実する時期等を調査時期として設定することも考えられます。

また、地域によって調査の適期が異なる場合があるため、学識経験者等からの助言を得て調査時期等を設定することが重要です。

植物の調査時期の設定例

季 節	時 期※	調査時期設定の考え方
春	５月 下旬	春咲きの植物の開花種数がピークに達するため、多数の植物を確認できる。
夏	９月 上旬	カヤツリグサ属等湿性植物が開花・結実し、同定が可能となる。また、水草等は、生育範囲が最大となるため、分布状況が確認できる。
秋	10 月 上旬	秋咲きの植物の開花種数がピークに達するため、多数の植物を確認できる。
早春	３月 下旬	カタクリやフクジュソウ等が、他の植物に先駆けて開花するため容易に確認できる。

※時期は地域によって異なります。

【コラム】地域住民や学識経験者等との共同調査

動植物調査の実施に当たっては、学識経験者や地域で活動しているNPO法人・自然保護団体等と連携することで、動植物の生息・生育状況や地域の環境の特徴等について効率的に把握することが可能となります。

また、地域住民の参加を得て実施することで、地域住民の環境配慮に対する理解の向上、さらには将来の地域づくりにもつながるものとなります。

（事例）佐渡Kids生きもの調査隊（新潟県佐渡市）

佐渡市では、「朱鷺と暮らす郷づくり」として、生きものを育む農法と、おいしさにこだわった佐渡米づくりに取り組んでいます。その一環として、市内小学生による「佐渡Kids生きもの調査隊」を結成し、佐渡の未来を担う子どもたちの環境学習の場として、田んぼの生きもの調査を行っています。

「佐渡Kids生きもの調査隊」は、佐渡市の事業で一般社団法人佐渡生きもの語り研究所が企画・運営を行っています。佐渡島内の小学３年生～６年生の希望者を対象に、米づくりや田んぼの生きもの調査などを年間を通して行っています。活動拠点はトキが採餌に訪れる谷戸の無農薬水田です。大学の学生がボランティアとして参加しています。

春の田植えに始まり、雑草取り、ヒエと格闘しながらの稲刈り、自分たちで作ったお米の試食、そして販売PR活動も行います。また、生きもの調査も平行して実施し、季節や農事暦に応じた田んぼの生きものの変化と生活史を学んでいます。

「佐渡Kids生きもの調査隊」による
田んぼの生きもの調査
出典：佐渡市ホームページ

植物の整理例

(1) 植物群落の分布状況

市街地を取り囲む緑豊かな丘陵地は、クヌギ・コナラ（シイ・カシ）等の森林と森林を開墾して造られた茶畑や果樹園等により形成されており、○○総合運動公園南東には植生自然度の高い森林が広がっている。市域の南端部を形成する○○海岸には海岸線に沿ってクロマツ林が形成されている。○○川や○○川等の河川流域に広がる農地は主に水田として、海岸付近の砂地地帯は畑として利用されている。

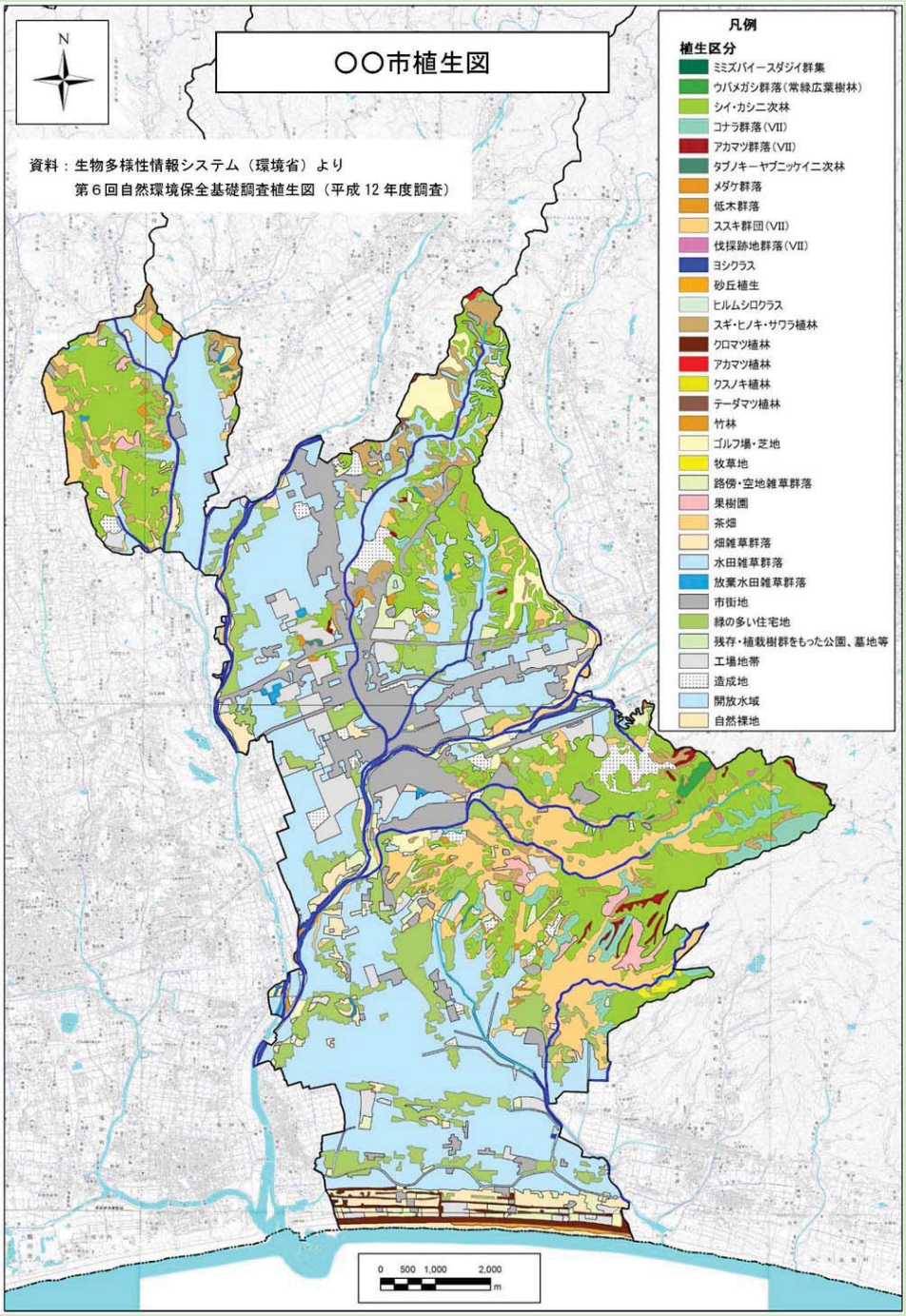

(2) 植物の分布状況

①文献調査

「○○の植物」では、○○市内において確認された 830 種(変種、亜種を含む)が掲載されている。また、「○○県版レッドデータブック」によれば、県内の絶滅のおそれのある種のうち 113 種が○○市周辺において記録がある。

また、平成 15～16 年度に実施された「農業農村環境情報整備調査」では、183 種が市内で確認され、環境省または○○県レッドリスト掲載種は、ミズマツバ（環境省 RL　絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL　準絶滅危惧）が確認されている（「動植物分布図（文献調査)」参照)。(注：RL　レッドリスト)

②現地調査

現地調査では、107 科 434 種が確認された。確認種で多かったのは、イネ科、キク科、カヤツリグサ科、マメ科であった。これらは水田や畑の雑草が多く含まれる科であり、今回調査地点とした水田等の耕作地周辺の環境を反映している。

環境省または○○県レッドリスト掲載種は、ミズマツバ（環境省 RL　絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL　準絶滅危惧）及びスズメノハコベ（環境省 RL　絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL　絶滅危惧Ⅱ類）が確認された。いずれも水田や休耕田、農耕地周辺の湿地に生育する種である（「動植物分布図（現地調査)」参照)。

現地調査・文献調査で確認された植物（種数）

分類			全体		H26 現地調査		既存文献		レッドリスト掲載種		特定外来生物等
							田んぼの生き物調査	農業農村環境情報整備調査	環境省RL	静岡県RL	
			科数	種数	科数	種数	種数	種数	種数	種数	種数
シダ植物			13	29	13	28		4			
裸子植物			2	3	2	3					
被子植物	双子葉植物	離弁花類	50	180	50	168		71	1	1	2
		合弁花類	22	132	22	120		49	1	1	10
	単子葉植物		20	130	20	118		59			9
			107	**474**	**107**	**437**	**－**	**183**	**2**	**2**	**21**

注：環境省RL「環境省第4次レッドリスト」(環境省、平成24年)
静岡県RL「静岡県版レッドリスト改訂版」(静岡県、平成16年)
特定外来生物等：特定外来生物、未判定外来生物(外来生物法)、要注意外来生物(環境省)、日本の侵略的外来種ワースト100(日本生態学会)
田んぼの生きもの調査では、植物調査は行われていない。

現地調査・文献調査で確認された植物
（環境省または○○県レッドリスト掲載種）

科	種	学名	H26 現地調査	既存文献		レッドリスト掲載種	
				田んぼの生き物調査	農業農村環境情報整備調査	環境省RL	静岡県RL
ミソハギ	ミズマツバ	*Rotala pusilla Tulasne*	○		○	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ゴマノハグサ	スズメノハコベ	*Microcarpaea minima (Koenig) Merr.*	○			絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類

注：環境省RL「環境省第4次レッドリスト」(環境省、平成24年)
静岡県RL「静岡県版レッドリスト改訂版」(静岡県、平成16年)
田んぼの生きもの調査では、植物調査は行われていない。

5) 動物

ア　調査項目

対象地域における動物の生息状況を把握するため、文献調査、聞き取り調査及び現地調査を実施します。

なお、対象地域における動物の分布状況は、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」（P.48～）を設定する際の重要な情報となります。

（例）動物の分布状況（対象地域で確認されている種名を把握します。特にレッドリスト・レッドデータブック掲載種については、生息場所及び生息環境を把握します。）

※哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、昆虫類、底生動物等から、学識経験者等の意見を聞き、地域の実情に応じて選択します。

地域住民等による動物の保全活動（地域住民等と自然環境との関わりについて把握します。）

イ　調査方法

アで示した調査項目のうち、地域住民等による動物の保全活動等については、文献調査及び聞き取り調査により取りまとめることが可能です。

動物の分布状況については、文献調査及び聞き取り調査を行うとともに、これらの情報に基づき、現地調査を実施します。現地調査については、生態系が豊かな場所を調査地点として設定することや、調査方法の簡略化（踏査）について検討することで、効率的に動物の生息状況や生息環境を把握することが可能となります。

a. 文献調査

動物の調査データは、市町村、都道府県、地方農政局等が作成している調査資料に記載されている場合があります。また、インターネット上に公開されている動物の調査データを活用することができます。

地域住民等による動物の保全活動等については、市町村の環境基本計画にまとめられていることがあります。

動物に関する主な参考資料

資料名（例）	作成主体	主な情報※1	備　考
「レッドデータブック」又は「レッドリスト」	環境省、都道府県	希少動物の分布情報	
環境情報管理システム（田んぼの生きもの調査、農業農村環境情報整備調査、生息環境情報調査、水域ネットワーク調査、農業農村整備事業に係る生物の生息状況調査等）	－	動物調査データ（調査位置、確認種名等の CSV データ及び出力図）（CSV データには調査地点の緯度経度情報が整理されているため、GIS への取り込みが可能）	（問合せ先）農林水産省　農村振興局設計課計画調整室　環境計画班

【コラム】環境情報管理システムについて

農林水産省農村振興局では、各地方農政局資源課等で実施された生物の生息状況に関する調査結果（平成 14 年度～）、国営土地改良事業地区に係る生物の生息状況調査結果（平成 21 年度～）、田んぼの生きもの調査結果（平成 13 年度～平成 21 年度）を環境情報管理システム（GIS）に登録しています。

登録内容：確認種名、調査地点の緯度経度、調査日、調査地点名、環境省レッドリストカテゴリー等

調査データは、エクセルで閲覧できるほか、GIS ソフトにより調査地点を表示することが可能です。

これらの情報については、マスタープラン作成の基礎データとして、調査地点図（PDF）と登録内容のデータ（CSV）を市町村単位で提供することが可能です。（データが存在しない場合もあります。）

調査実施時期、確認種名、絶滅危惧種等の分類等を調査地点別に登録

問合せ先：農林水産省 農村振興局設計課 計画調整室 環境計画班
TEL 03-3502-4167（直通）

動物に関する主な参考資料（文献）（つづき）

資料名（例）	作成主体	主な情報	備　考
「生物多様性地域戦略」	市町村、 都道府県	動物分布の概要 動物の生息環境	
都道府県や市町村等が実施した生態系調査の報告書等	市町村、 都道府県	動物の分布状況 動物の生息環境	

インターネット上で公開されている主な動物調査データ

資料名	作成主体	主な情報	主なデータ形式	入手方法
自然環境保全基礎調査（河川調査）	環境省	動物（魚類）調査データ（調査位置、確認種名等）	ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ	環境省生物多様センターHP（資料編参照） http://www.biodic.go.jp/trialSystem/shpddl.html
河川水辺の国勢調査	国土交通省	動物（哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、底生動物、陸上昆虫類等）の調査位置、確認種名等	ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ （位置情報を含まない確認種一覧表は csv でも入手可）	河川環境データベース HP（資料編参照） http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/

b. 聞き取り調査

聞き取り調査は、学識経験者等を対象に動物の分布状況等を把握するのに有効な方法であり、現地調査に先立って調査地点の絞り込みを検討する際に、地域における動物の生息状況等の重要な情報を得ることが期待できます。

〇聞き取り対象者（例）

大学の研究者、研究機関の職員、高校の理科の教員、博物館・郷土資料館等の学芸員、自然保護活動を行っている団体・個人、その他地域の環境に詳しい方や、技術士[農業部門・環境部門]（公益社団法人日本技術士会）、環境カウンセラー（環境省）、ビオトープ管理士（公益財団法人日本生態系協会）、生物分類技能検定（一般財団法人自然環境研究センター）、都道府県や市町村の環境アドバイザー等の環境に関する資格を有する者

〇聞き取り項目（例）

- 動物の分布状況と生育環境
  - レッドリスト・レッドデータブック掲載種等の生息場所等
  - 特徴のある環境
  - 動物の生息環境の変化
- 地域住民等による動物の保全活動の状況
- 動物の調査資料の有無（前項で収集したもの以外にないか確認する）

c. 現地調査

文献調査や聞き取り調査の結果を踏まえ、現地調査を行います。調査方法の例を以下に示しますが、悉皆的に調査を行うことは費用面等から現実的に難しいこともあるため、文献調査結果や学識経験者等の意見を踏まえ、調査方法や調査地点数を柔軟に検討することが必要です。例えば、文献調査や聞き取り調査で詳しい情報が得られた場合は調査方法を簡略化することや、地域住民や学識経験者等と共同で実施する方法、調査において同定のみ学識経験者に依頼する方法等が考えられます。

〇調査内容

・調査地点

文献調査や聞き取り調査で得られた希少な動物の生息情報や、地域住民等による動物の保全活動の情報を踏まえ、現地調査地点を選定します。なお、調査時期が新しく、動物の分布状況が分かるデータがある場合は、それを有効活用することで、現地調査の効率化を図ることも考えられます。

なお、環境創造区域の候補地となることを念頭に置いて、調査地点を選定することも考えられます。

・調査項目

調査地点別の動物の生息状況（動物目録作成）及び生息環境

※レッドリスト・レッドデータブック掲載種が確認された場合は、生息場所を記録します。

・調査時期及び回数

調査時期及び回数の設定に際しては、生活史に応じて生息地を移動する時期等、動物の特性や地域の特性を考慮することが重要です。

なお、動物に関する事前の情報が十分ではない場合もあります。このため、できるだけ多種の動物を確認する観点から、多くの動物の活動が活発となる時期等を調査時期として設定することも考えられます。

また、地域によって調査の適期が異なる場合があるため、学識経験者等からの助言を得て設定することが重要です。

魚類の調査時期の設定例

季 節	時 期※	調査時期設定の考え方
春	５月	春先には産卵のために河川から水路、水田まで遡上するドジョウ、ナマズ、フナ類等の産卵場や稚魚の生息場、生育状況等を確認できる。
夏	７月	夏頃は水温が高くなり魚類が活発に移動するため効果的に採捕でき、かんがい期における魚類相を把握できる。
秋	10 月 上旬	落水時期の排水路では、水田で生育した稚魚や落水に伴い移動する魚類が確認できる。また、秋季産卵を行うため海から遡上するサケ、マス等の魚類も確認できる。
冬	１月	春から秋において活発に活動していた多くの魚類が排水路の深み等へ移動するため越冬状況を確認できる。

※時期は地域によって異なります。

動物の整理例

(5) 魚類

①文献調査

平成 15～16 年度に実施された「農業農村環境情報整備調査」ではウナギ、ウグイ等８種が、平成 16～20 年度に実施された「田んぼの生き物調査」ではギンブナ、ゲンゴロウブナ等 13 種が確認されている。

このうち環境省または○○県レッドリスト掲載種は、タモロコ（○○県 RL　分布上注目種）、ドジョウ（環境省 RL　情報不足）、ミナミメダカ（環境省 RL　絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL　絶滅危惧Ⅱ類）、カワアナゴ（○○県 RL　部会注目種）、カワヨシノボリ（○○県 RL　分布上注目種）の５種が確認されている。（「動植物分布図（文献調査）」参照）

②現地調査

現地調査では、５目 10 科 25 種が確認された。特に○○では 15 種確認されており、調査地点の中で最も豊かな魚類相となっている。

環境省または○○県レッドリスト掲載種は、カワムツ（○○県 RL 分布上注目種）、タモロコ（○○県 RL　分布上注目種）、ドジョウ（環境省 RL　情報不足）、ミナミメダカ（環境省 RL 絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL 絶滅危惧Ⅱ類）、カワアナゴ（○○県 RL　部会注目種）、カワヨシノボリ（○○県 RL　分布上注目種）が確認された。ドジョウは 11 地点のうち８地点で、ミナミメダカは７地点で確認され、市内に広く分布していることがわかった。

特定外来生物は、ブルーギル、オオクチバスがため池等で確認され、要注意外来生物であるタイリクバラタナゴが排水路で確認された。（「動植物分布図（現地調査）」参照）

現地調査・文献調査で確認された魚類

目	科	種	学名	H26 現地調査	既存文献		レッドリスト掲載種		特定外来生物等
					田んぼの生き物調査	農業農村環境情報整備調査	環境省RL	静岡県RL	
ウナギ	ウナギ	ウナギ	Anguilla japonica	○	○	○			
コイ	コイ	コイ	*Cyprinus carpio*	○					
		コイ科	*Cyprinidae sp.*	○					
		ギンブナ	*Carassius auratus langsdorfii*	○	○				
		ゲンゴロウブナ	*Carassius cuvieri*	○	○				
		タナゴ属の一種	*Acheilognathus sp.*	○					
		タイリクバラタナゴ	*Rhodeus ocellatus ocellatus*	○	○				要注意外来生物 侵略的外来種 ワースト100
		ウグイ	*Tribolodon hakonensis*			○			
		オイカワ	*Zacco platypus*	○	○	○			
		カワムツ	***Zacco temminckii***	**○**				**分布上注目種**	
		ヌマムツ	*Zacco sieboldii*	○					
		オイカワ属の一種	*Zacco sp.*	○					
		モツゴ	*Pseudorasbora parva*	○	○				
		タモロコ	***Gnathopogon elongatus elongatus***	**○**	**○**			**分布上注目種**	
		カマツカ	*Pseudogobio esocinus esocinus*	○	○	○			
	ドジョウ	**ドジョウ**	***Misgurnus anguillicaudatus***	**○**	**○**		**情報不足**		
ナマズ	ナマズ	ナマズ	*Silurus asotus*	○	○				
ダツ	メダカ	**ミナミメダカ**	***Oryzias latipes***	**○**	**○**		**絶滅危惧Ⅱ類**	**絶滅危惧Ⅱ類**	

動植物調査結果（文献調査結果）を図面に整理した例

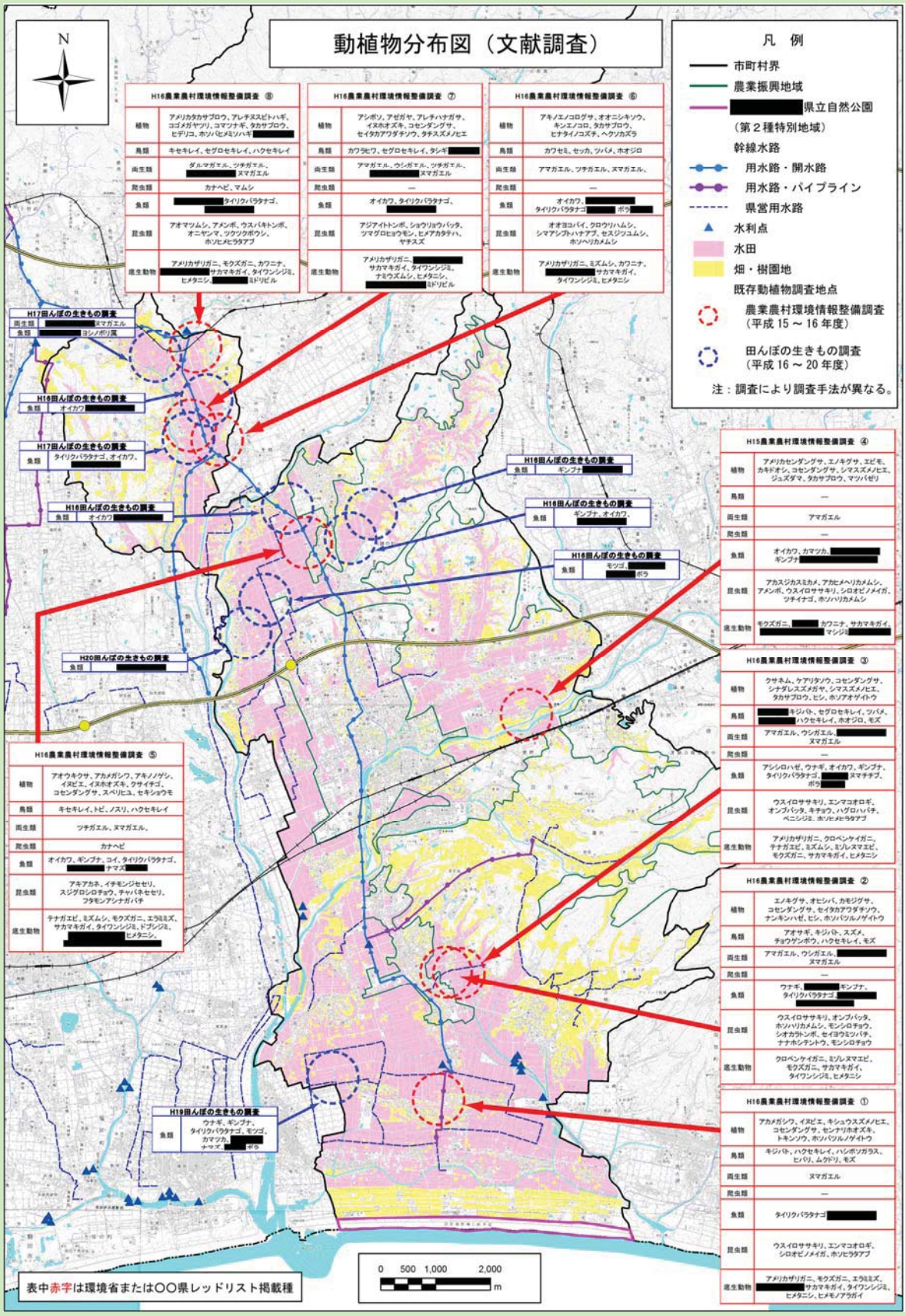

動植物調査結果（現地調査結果）を図面に整理した例

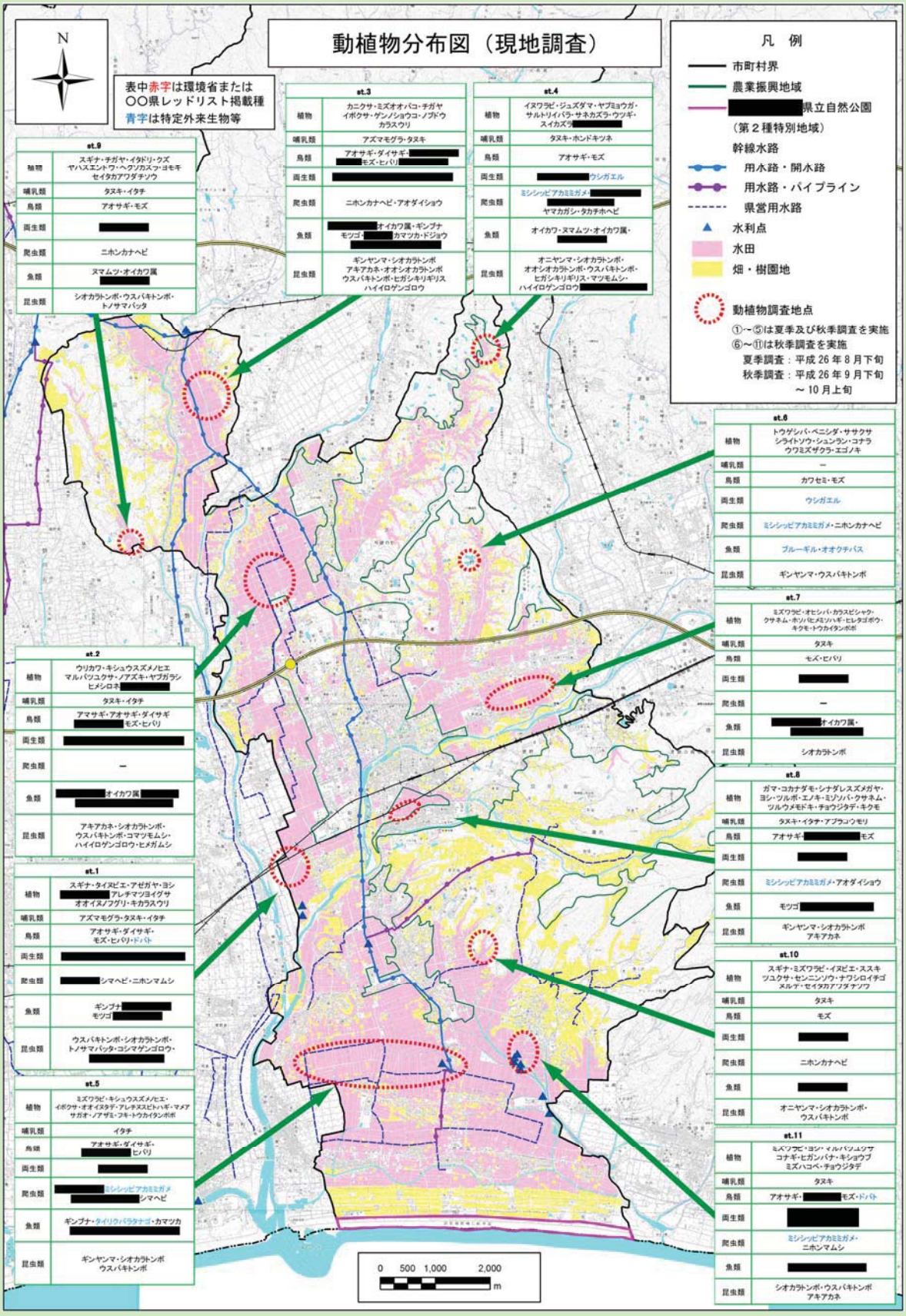

6) 景観

ア　調査項目

対象地域における景観の特徴や景観構成要素を把握するため、文献調査を実施します。

なお、対象地域における農村景観は、農村環境を構成する要素の一つであり、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」（P.48～）を設定する際の重要な情報となります。

（例）対象地域における農村景観、地域住民等による景観の保全活動　等

イ　調査方法（文献調査）

農村景観に関する調査資料は、市町村等で作成している各種計画書の中に記載されている場合があります。

これらの資料をもとに、以下に例示する観点で対象地域における特徴的な景観構成要素を把握します。その際、代表的な景観写真を添付することで、分かりやすく整理することができます。

- 地形や土地利用により特徴づけられた地域の景観（丘陵地の田園景観、平野部の田園景観、水辺の田園景観等）
- 地域を代表する（特徴づける）景観（棚田、散居集落、茅葺き集落等）
- 地域の農業の歴史・文化を伝える施設（かんがい施設遺産、疎水百選等）
- 地域住民等による景観の保全活動の状況

景観に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※
景観計画、景観（形成）マスタープラン、景観（形成）ガイドライン	市町村	市町村における景観の特性
景観農業振興地域整備計画	市町村	市町村における景観の特性
環境基本計画	市町村	市町村における景観の概要
緑の基本計画	市町村	景観を形成する緑の分布

※景観の現状に関する記載がない場合もあります。

景観の整理例

本市の農村景観は、２級河川○○川及び２級河川○○川とそれらの支流沿いに広がる田園景観と、○○山をはじめとする丘陵地に広がる茶畑、○○沿岸地帯の砂地畑等により形成されている。

(1) 丘陵地の茶畑景観

本市は中央東部の○○丘陵地、北東部の○○丘陵地、北西部の○○台地の３つの丘陵地に囲まれた地形が特徴となっており、そこには茶畑による広がりのある景観が形成されている。

丘陵地を背景とした田園景観
○○地域

丘陵地に広がる茶畑景観
○○地域

(2) 平野部の田園景観

本市の平野部では、○○川、○○川の沖積低地を中心に広がりのある水田及び散居集落、屋敷林等により豊かな田園景観が広がっている。

広がりのある田園景観
○○地域

(3) 水辺（河川・池沼）景観

本市には○○川や○○川をはじめとする中小河川が市北部から南部にかけて流下している。いずれの河川も高低差が小さいため流れが緩やかで、周辺の田園景観と調和した水辺景観を形成している。

水辺の景観
○○地域

②社会環境調査

1) 地域指定

ア　調査項目

環境創造区域等の区域設定（P.49～）を検討するに当たり、法律や条例等による地域指定の状況を把握し、整合を図ることが必要です。このため、以下に例示する地域指定の範囲、面積、根拠法令等を整理し、「地域指定図」を作成します。

（例）国際的な措置（ラムサール条約、世界自然遺産等）
自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）：自然公園法
自然環境保全地域：自然環境保全法、都道府県条例
農業振興地域、農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律
都市計画区域：都市計画法
景観計画区域：景観法
保安林：森林法
国指定鳥獣保護区（大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地）：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

イ　調査方法（文献調査）

地域指定に関する資料としては、市町村等で作成している各種計画の計画書の記述や図面類が参考になります。

また、インターネット上に公開されている地域指定に関する地図情報も活用することができます。

地域指定に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報
農業振興地域整備計画	市町村	農業振興地域及び農用地区域の面積及び位置
環境基本計画	市町村	地域指定の種別、位置、名称等
緑の基本計画	市町村	地域制緑地（自然公園、農振農用地区域、保安林等）
都市計画関連の資料集（「都市計画図」、都市計画関係の資料集等）	市町村、都道府県	都市計画区域、市街化区域・市街化調整区域、用途地域
景観計画、景観（形成）マスタープラン、景観（形成）ガイドライン	市町村	景観計画区域、景観重要樹木
自然公園区域図	都道府県	国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域
地域森林計画	都道府県	保安林

インターネット上で公開されている主な地域指定に関するデータ

資料名	作成主体	主な情報	主なデータ形式	入手方法
土地利用基本計画図	国土交通省	都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、農業振興地域、農用地区域、保安林、自然公園	画面表示（印刷または画像ファイルとして保存可）	土地利用調整総合支援ネットワークシステムHP（LUCKY）http://lucky.tochi.mlit.go.jp/
国土数値情報	国土交通省	保安林、農業振興地域、農用地区域都市計画区域、自然公園、鳥獣保護区	ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ	国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省HP）（資料編参照）http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/

○土地利用基本計画図の表示例（土地利用調整総合支援ネットワークシステム）

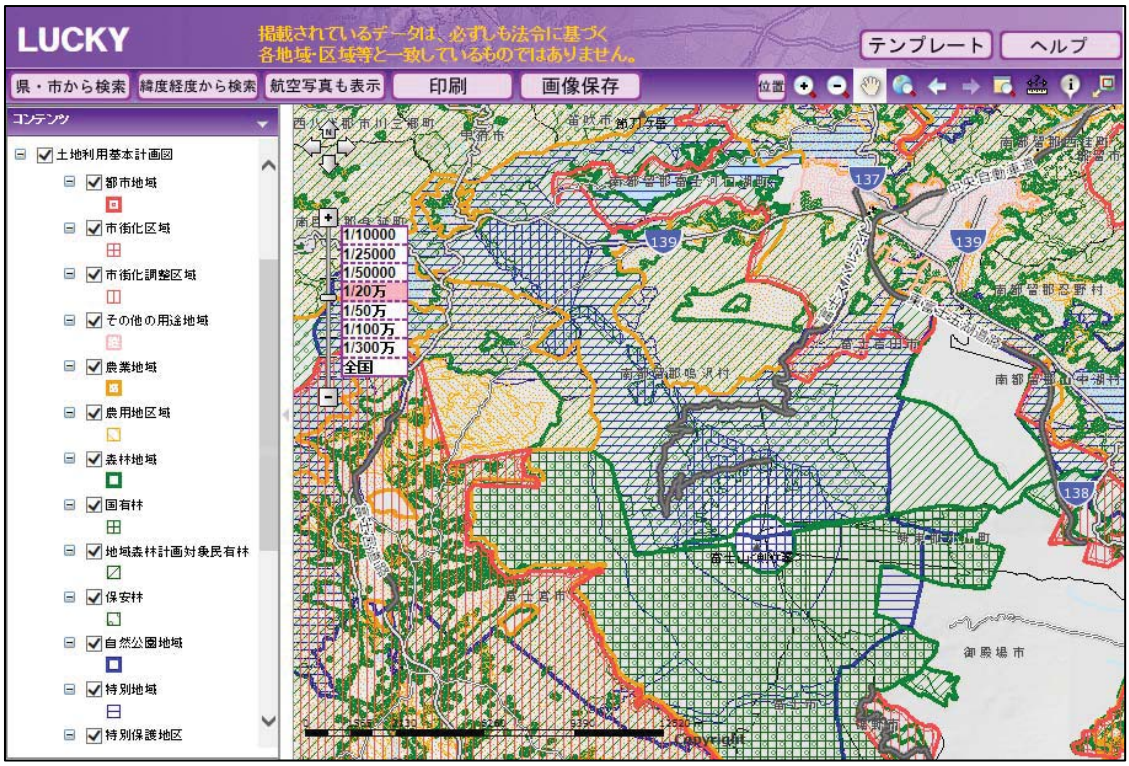

※本システムで公表されている土地利用基本計画のデータは、必ずしも最新の情報に更新されているわけではないため、市町村や都道府県等の資料で確認してから利用することが望ましい。

地域指定の整理例

地域指定の状況

名　称	根拠法等	面積等	資　料
農業振興地域（農用地区域）	農業振興地域の整備に関する法律	8,488.1ha　(3,866.78ha)	農業振興地域整備計画（平成 24 年 6 月）
○○都市計画区域	都市計画法	○市全域（10,856ha）（うち用途地域 1491,5ha）	○○県の都市計画（資料編）（平成 25 年 3 月）
景観計画区域	景観法	○○市全域（10,856ha）	○○市景観計画（平成 21 年 9 月）
○○県立自然公園	自然公園法	第２種特別地域（127.4ha）	○○市緑の基本計画（平成 22 年 3 月）
保安林	森林法	210.65ha	○○地域森林計画書（平成 26 年 1 月）

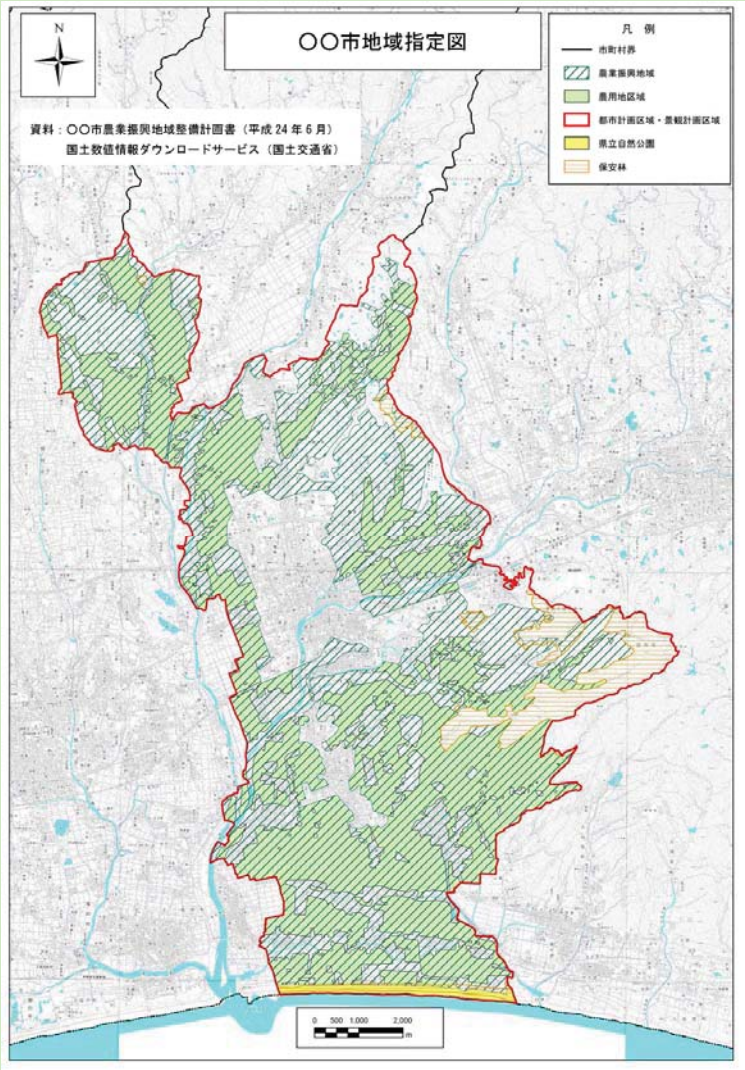

2) 地域指標

ア　調査項目

ここでは、地域の基礎的な情報として、人口・世帯数、農業の状況及び動向等について整理します。

（例）人口・世帯数：人口・世帯数の推移

農業の現状及び動向：農業の概況、農作物の作付状況、経営耕地面積・農家戸数、農業就業者数　等

イ　調査方法（文献調査）

地域指標に関する資料としては、国、都道府県、市町村等で作成している統計資料が利用できます。

この他、データは最新でない場合がありますが、市町村の総合計画、農業振興地域整備計画、農業振興ビジョン等、人口・世帯数及び農業の記述がある資料を活用することができます。

地域指標に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報	備　考
国勢調査	総務省統計局	人口・世帯数（５年毎）	総務省統計局 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index2.htm
作物統計	農林水産省	作付面積	農林水産省 HP http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/
農林業センサス	農林水産省	経営耕地面積、農家戸数、農業就業人口	農林水産省 HP http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/

※上記以外にも参考資料があります。

地域指標の整理例

(1) 人口と世帯数

平成 22 年の国勢調査による○○市の人口は 84,846 人、住民基本台帳による平成 26 年７月の人口は 87,082 人で、年々増加傾向にある。また、平成 21 年度の出生率は 10.3 人（人口千人当たり）で、県平均の 8.5 人より 1.8 人上回っている。さらに高齢化率は平成 22 年 10 月１日現在で、19.1%と県の高齢化率 23.6%を約 4.5 ポイント下回っている。また、平均年齢も平成 22 年 10 月１日現在で 42.6 歳と県平均 45.4 歳より 2.8 歳若く、県下でも有数の「若い」まちとなっている。

○○市の人口・世帯数

	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人口（人）	68,966	74,826	78,732	82,991	84,846
世帯数(世帯)	18,840	22,402	25,385	28,340	29,791

資料：国勢調査

(2) 農業の現状及び動向等

①概　況

本市は、水稲、麦、大豆等による水田の土地利用型農業と温室メロン、花き等の集約型農業を展開し、多種多様な特色ある農産物を生産してきた。そして、これらの振興を図るため、農地の利用集積や農業生産基盤の整備を積極的に進めており、ほ場整備事業やかんがい排水施設等の整備は概ね完了している。

農作物の作付状況

■ 普通作物・飼料作物・工芸農作物

品目	作付面積
水稲	1,650 ha
小麦	423 ha
大豆	156 ha
小豆	2 ha
らっかせい	1 ha
かんしょ	17 ha
牧草	17 ha
青刈りとうもろこし	5 ha
ソルゴー	7 ha
品目	**摘採面積**
茶	735 ha

■ 果樹

品目	結果樹面積
みかん	51 ha
日本なし	1 ha
うめ	2 ha
かき	9 ha
くり	1 ha
キウイフルーツ	1 ha

■ 花き

品目	作付面積
きく	15 a
ばら	163 a
トルコギキョウ	186 a

■ 野菜

品目	作付面積
だいこん	27 ha
にんじん	3 ha
ばれいしょ	19 ha
さといも	3 ha
はくさい	4 ha
キャベツ	8 ha
ほうれんそう	2 ha
レタス	20 ha
ねぎ	2 ha
たまねぎ	2 ha
きゅうり	7 ha
なす	5 ha
トマト	8 ha
ピーマン	1 ha

注：水稲、麦類、大豆については平成 25 年値、
　　その他は平成 18 年値
資料：平成 25 年産作況調査、平成 18 年産作況
　　調査（農林水産省統計部「作物統計」）

②経営耕地面積及び農家戸数

本市における経営耕地面積は、水田が全体の約７割を占めている（平成 22 年）。平成 12 年から平成 22 年にかけての 10 年間では、水田が約１割減少、畑は約４割減少する等減少傾向にある。また、農家戸数も約４割減少している。

経営耕地面積及び農家戸数

年次	経営耕地面積（ha）				農家戸数（戸）
	田	畑	樹園地	計	
平成 12 年	2,105	226	622	2,953	1,883
平成 17 年	1,992	185	586	2,763	1,464
平成 22 年	1,845	134	547	2,526	1,104

注：農家戸数は、販売農家の戸数である。　　資料：農林業センサス

③農業就業人口

本市における農業就業人口は、平成 12 年の 2,725 人から平成 22 年の 2,112 人へと約２割減少した。また、農業就業者の高齢化が進んでおり、65 歳以上の構成比は平成 17 年の 52.6%から平成 22 年には 58.6%に増加している。

農業就業人口及び構成比

	年次	15～29 歳	30～49 歳	50～64 歳	65 歳以上	計
農業就業人口（人）	平成 12 年	93	442	758	1,432	2,725
	平成 17 年	68	298	598	1,225	2,189
	平成 22 年	28	227	620	1,237	2,112
構成比（%）	平成 12 年	3.4	16.2	27.8	52.6	100.0
	平成 17 年	3.1	13.6	27.3	56.0	100.0
	平成 22 年	1.3	10.7	29.4	58.6	100.0

注：農業就業人口は、販売農家において自営農業に主として従事した世帯員数である。

資料：農林業センサス

3) 観光レクリエーション

ア　調査項目

景観や生態系を活用したレクリエーション活動や都市農村交流には、地域の環境保全につながるものが多いことから、自然環境や農業との関わりが深いものを中心に、観光レクリエーションの状況について整理します。

また、施設数が多い場合は、必要に応じて主要な観光レクリエーション資源・施設の位置を表や図面に整理します。

（例）主要な観光レクリエーション資源・施設の名称、概要、位置
　　都市農村交流の状況

イ　調査方法（文献調査）

観光レクリエーションに関する資料としては、市町村等で作成している以下の資料が利用できます。

観光レクリエーションに関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※
総合計画	市町村	市町村における観光の概要
観光基本計画	市町村	主な観光・レクリエーション施設の名称、概要、位置、入込客数
観光入込客数データ	市町村	主な観光・レクリエーション施設の入込客数
市町村勢要覧	市町村	観光レクリエーション資源・施設の名称、概要、位置
観光情報、観光パンフレット	市町村、観光協会	観光レクリエーション資源・施設の名称、概要、位置、都市農村交流の状況

※市町村や都道府県により記載項目が異なる場合があります。

観光レクリエーションの整理例

本市の随一の観光地は〇〇であり、平成 22 年度の市内を訪れた観光客 4,411 千人の過半数が〇〇を目的地としている。他に客数が多かったのは、〇〇公園、〇〇で、この 3 地点（イベント）への観光客が総数の 85%を占めている。また、①観光旅行者の旅行消費額が少なく、②近県・県内・近隣からの観光旅行者が多く、③形態が宿泊を伴わず、④少人数で本市を訪れる、いわゆる「安(あん)・近(きん)・短(たん)・少(しょう)」の観光地になっている。

本市の農業に関連した観光・レクリエーションとしては、茶摘みや手揉み体験等ができる〇〇等の施設があるほか、休耕田を利用した〇〇祭り、ほたる鑑賞会等のイベントが開催されている。

〇〇祭り　出典：〇〇市観光協会ホームページ

4) 土地利用

ア　調査項目

ここでは、地域の基礎的な情報として、土地利用の状況について整理します。

（例）土地利用面積、土地利用図

イ　調査方法（文献調査）

土地利用に関する資料としては、市町村等で作成している統計資料が利用できます。

この他、データは最新でない場合がありますが、市町村の総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画等、土地利用の記述がある資料を活用することができます。

土地利用に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※
統計年鑑	都道府県	固定資産税課税地積
統計書	市町村	土地利用面積
市町村勢要覧	市町村	土地利用面積

※市町村により記載項目が異なります。

土地利用の整理例

本市の地目別面積比率は、平成 25 年 1 月 1 日現在で田 34.0%、畑 18.5%、宅地 24.6%、山林 17.2%等となっている。

固定資産税評価総地積（民有地）　　平成 25 年 1 月 1 日現在

	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	その他
面積（ha）	7,197	2,448	1,330	1,773	4	1,238	77	327
構成比（%）	100.0	34.0	18.5	24.6	0.1	17.2	1.1	4.5

資料：○○県統計年鑑 2012（平成 24 年）

5) 関連計画

ア　調査項目

後述する環境保全の基本方針（P.47）や地域の整備計画（P.48～）に関する事項との整合を図るため、主に市町村の環境や農業振興に関わる計画の概要を整理します。

（例）関連計画の名称、概要（田園環境に関連する事項の抜粋）

イ　調査方法（文献調査）

環境や農業振興に関わる主な計画としては、以下のものがあげられます。

主な関連計画

資料名（例）	作成主体	主な情報※
総合計画	市町村	自然環境の保全方針、 農地の保全方針、 土地利用ゾーニング
農業振興地域整備計画	市町村	農用地利用計画、 農用地等の保全計画
景観農業振興地域整備計画	市町村	景観農業振興地域整備計画の区域、 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
農業振興ビジョン	市町村	農村環境の保全方針、 農村環境の保全方針
環境基本計画	市町村	自然環境の保全方針、 農地の保全方針
景観計画、 景観（形成）マスタープラン、 景観（形成）ガイドライン	市町村	景観形成の基本方針、 良好な景観形成のための方針
緑の基本計画	市町村	緑の保全方針、 農地の保全方針

※市町村により策定されている計画が異なりますので、上記は参考例です。

関連計画の整理例

関連計画の概要

関連計画の名称	概　要（田園環境に関連する事項）
○○市総合計画後期基本計画 （平成 22 年９月発行）	○ゆたかな農業の振興 １　担い手の育成 ２　利用集積の推進 ３　農産物の高付加価値化 ４　地産地消の推進 ５　農地の有効活用 ６　農資源のさらなる有効活用
○○市農業振興ビジョン （平成 22 年３月）	○農村地域の多面的機能と環境の維持 ア　地域の環境保全活動の推進 ①農地・水・環境保全向上対策事業の展開 イ　魅力的な地域景観形成 ①景観作物の栽培促進 ②景観農業振興地域整備計画の策定に向けた検討 ③海岸の松林の再生 ④耕作放棄地対策の推進
○○市環境基本計画 （平成 21 年３月）	○基本目標Ⅰ（自然環境の保全）－個別目標３「河川・農地の保全」 ①生物に配慮した河川の整備と保全 ②農地の適正な管理と保全 ③ため池の保全 ④河川・農地の自然に関する環境学習の推進
○○市景観形成ガイドプラン （平成 21 年３月）、 ○○市景観計画（平成 21 年９月策定、平成 22 年４月施行）	○景観形成の基本方針－農の風景の保全と創出 a　田園景観等の保全 b　田園等と調和する美しい集落地景観の保全と創出 c　地域住民が主体となる田園景観等の保全活動の推進 ○良好な景観形成のための方針 a　田園景観ゾーンの景観形成の基本的方針 （ア）　水田の適切な保全 （イ）　田園景観と集落地景観等との調和 （ウ）　田園景観と調和する公共施設景観の創出

6) 歴史・文化

ア　調査項目

農村地域の自然環境や景観は、地域の歴史・文化とともに形成されてきました。このため、自然環境や農業との関わりが深いものを中心に、地域の歴史・文化について整理します。

また、必要に応じて主要な文化財・史跡の位置を表や図面に整理します。

（例）地域の歴史・文化の概要、文化財・史跡の位置及び概要

イ　調査方法（文献調査）

歴史･文化に関する資料としては､市町村等で作成している以下の資料が利用できます。

歴史・文化に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※
市町村史(誌)	市町村	市町村の歴史・文化の概要
市町村勢要覧	市町村	市町村の歴史・文化の概要 指定文化財の名称、種別、所在地
統計書	市町村	指定文化財の名称、種別、所在地

※市町村や都道府県により記載項目が異なる場合があります。

歴史・文化の整理例

(1) 歴　史

本市では、元和２年（1616 年)、現在の○○市中心部付近に東海道五十三次の中間点（江戸から数えても京から数えても 27 番目)に当たる宿場町として○○宿が開設された。この周辺には○○をはじめ歴史ある寺や神社が点在することから、それらの門前町として発展し、今日に至っている。

(耕地整理発祥の地)

本市の西部に位置する○○は、３つの河川が合流し、水害が頻発する地域であった。

○○○○は、明治５年、自分の所有する水田 50 アールを実験田として提供し、畦畔改良を試みた。この改良実験で、水利確保や耕作に便利で、収量増加にも大きな効果があることを示し、村内 35.8ha の畦畔改良事業を一気に成し遂げる契機を提供した。

○○○○と耕地整理発祥の地の碑
（人物写真の出典：○○市ホームページ）

これは、日本で初めての耕地整理事業の成功と言われており、その業績をたたえる石碑が現地に建てられている。

平成 24 年度には、「○○○○没後百周年記念事業」として耕地整理事業に関するパンフレットや展示用パネルの作成等が行われ、地域の歴史を学ぶ機会として活用されている。

(2) 文化財とその位置

市内の指定文化財は、重要文化財が６件、県指定文化財が 16 件、市指定文化財が 61 件ある。

このうち天然記念物は、○○等５件の樹木・樹林が指定されている。

指定文化財（天然記念物）一覧表

指定種別	名称	指定年月日	所在地	所有者
県指定 天然記念物	○○寺の御霊杉	S27. 4. 1	○○	○○寺
市指定 天然記念物	○○神社のまき	S52. 1. 12	○○	○○神社
	○○八幡神社の森	S60. 11. 3	○○	○○神社総代
	槙の木	S60. 11. 3	○○	個　人
	イマメの木	S60. 11. 3	○○	個　人

資料：○○の文化財（○○市教育委員会）

○○市内指定文化財マップ
出典：○○市の文化財
（○○市教育委員会）

（２）地域環境の評価

●概　要

ここでは、（１）自然環境調査、社会環境調査の結果に基づき、地域環境の評価を記述します。

地域環境の特徴的な事項を評価することで、「環境保全の基本方針」（P.47）や「地域の整備計画」（P.48～）を取りまとめる際の基礎資料となります。

●整理方法

後述の「環境保全の基本方針」（P.47）や「地域の整備計画」（P.48～）をまとめる上でポイントとなる事項について、以下の視点で地域環境の評価を行います。

- 動植物の生息・生育環境の基礎となる気象、地形・地質、水環境等の概要を記述する。
- 地域における動植物の生息・生育の概要を整理し、希少な動植物の生息・生育状況等の観点から、特徴的な生態系について記述する。
- 地域における景観の概要を整理し、農村の歴史・文化に根ざした特徴的な農村景観等について記述する。
- 住民参加型の生きもの調査、地域で取り組まれている動植物の保全活動・景観保全活動等、農村環境を地域の資源として活用した取組についても記述する。

地域環境の評価の整理例

本市は、○○県西部の中遠地域の中央部に位置し、市域中央東部及び北東部に丘陵地が形成され、そこから海岸部にかけて、○○川及び○○川流域の沖積平野に水田地帯が広がっている。

本市では、チュウサギ、ミナミメダカ、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル等の希少種が基盤整備の完了した水田地帯の広い範囲で確認されており、豊かな生態系が形成されている。また、谷地田の存在する丘陵地では、サシバやその餌生物である両生・は虫類が確認される等、猛禽類を頂点とした生態系が形成されている。さらに、海岸部に近い水田地帯では、チュウサギ等のサギ類が多数飛来しており、渡り鳥の中継地となっている。

このように本市では、広い範囲で良好な環境が残されており、特にミナミメダカ、ドジョウ、ギンブナ、モツゴ、タモロコ等の水田で産卵を行う魚類やトノサマガエル等の両生類が市のほぼ全域で分布していることは、特筆すべきことである。

一方で、市の南部を中心にミシシッピアカミミガメやスクミリンゴガイ等の外来生物が確認されており、生息域の拡大が懸念されている。また、基盤整備が進んだ地区では、生態系のネットワークの確保が課題となっている。

農村景観は、広がりのある水田や丘陵地に展開する茶畑、遠州灘沿岸部の畑により、良好な景観が形成されている。

また、市域西部に位置する○○地域は、○○○○による○○方式の耕地整理発祥の地であり、歴史的な価値を有する農地として位置付けられ、地域の歴史を学ぶ場として活用されている。

さらに、自治会や環境保全活動団体により、ホタルの保全活動や休耕地を活用した景観作物の栽培等、農村環境を地域資源として活用した取組が盛んに行われている。

２－２．環境保全の基本方針に関する事項

●概　要

ここでは、「地域内の環境評価に関する事項」を踏まえ、地域内の環境保全に関する基本的な考え方を整理します。

基本方針では、農業農村整備事業を実施するに当たって地域の農村環境の保全に向けた配慮すべき方針を整理します。

なお、総合計画等の上位・関連計画との整合にも留意することが必要です。

●整理方法

「環境保全の基本方針」は、「地域環境の評価」で整理した内容を踏まえ、農業農村整備事業における環境配慮の基本的な考え方を以下の視点で整理します。

- 「地域環境の評価」で記述した地域の特徴的な自然環境・農村景観、地域住民等による環境保全の取組等を踏まえ、対象地域における保全すべき生態系や農村景観について記述する。
- 農業農村整備事業を実施する際の環境との調和への配慮に関する基本的な考え方を記述する。

環境保全の基本方針の整理例

本市では、○○川及び○○川流域に広がる水田地帯や谷地田の存在する丘陵地において豊かな生態系と良好な農村景観が形成されており、これらは地域が守り・育ててきた本市の貴重な財産である。

この美しいふるさと「○○」の環境を守り、まちの財産として次世代へ引き継いでいくことが重要であるとの認識から、本市における農業農村整備事業の実施に当たっては、現在の環境を維持・保全していくことを基本とし、希少種の生息環境や歴史的価値を有する耕地整理発祥の地等の農村景観について適切な保全対策を講じるとともに、生態系ネットワークの維持・回復に努めていく。

２－３．地域の整備計画に関する事項

ここでは、「地域内の環境評価に関する事項」及び「環境保全の基本方針に関する事項」を踏まえ、対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区分し、具体的に配慮する内容を計画として取りまとめます。

「環境創造区域」、「環境配慮区域」の設定では、対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区分する際の基本的な考え方を整理の上、「環境創造区域」の具体的な場所を設定します。

区域設定においては、地域の豊かな生態系や良好な景観、農村地域特有の歴史・文化、環境保全に関する取組について考慮する必要があります。

次に、設定したそれぞれの区域について、動植物の生息・生育状況や景観の特徴、地域住民等による環境保全の取組の状況等について記載するとともに、環境配慮の方針等について整理します。

以上の結果に基づき、「区域区分図」を作成します。

「環境創造区域」、「環境配慮区域」における整備計画では、事業実施の際の環境配慮に関する整備の考え方や具体的内容を整備計画として整理します。

《作成フロー》

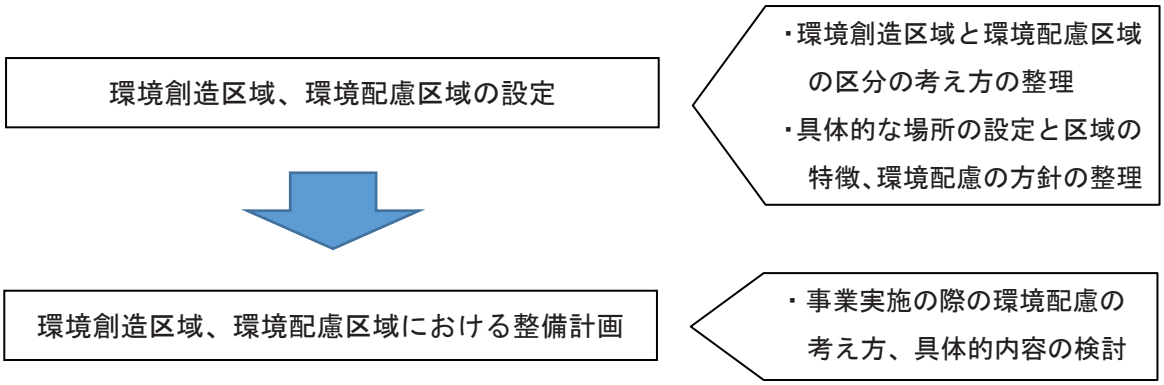

（１）環境創造区域、環境配慮区域の設定

●概　要

ここでは、「環境保全の基本方針」に基づき、マスタープランの対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」の２つに区分します。

区分に当たっては、それぞれの区域において事業実施の際に配慮すべき事項が分かるようにしておくことが重要であり、そのためには区域設定の考え方を整理しておくことが必要です。

●整理方法

①環境創造区域と環境配慮区域の設定の考え方

まず、基本方針及び動植物の生息・生育状況を踏まえ、対象地域全体の区域設定の考え方を整理します（②「環境創造区域の設定について」及び③「環境配慮区域の設定について」参照）。さらに、新たに希少な生きものが確認された場合等、区域設定の条件に変化が見られた場合の対応についても記載しておくことで、実態に即した環境配慮の実施が図られます。

次に、区域設定の考え方に基づいて「環境創造区域」の具体的な場所を設定し、地域毎に環境の概要、「環境創造区域」に設定した理由、環境配慮の概要を整理します。

「環境配慮区域」については、環境の概要と環境配慮の概要について記載します。

以上の結果を基に「区域区分図」を作成します。

②環境創造区域の設定について

「環境創造区域」は、自然と共生する環境を創造する区域であり、「環境配慮区域」の内容に加え、多様な生物相、絶滅危惧種等の生息・生育環境、及び優れた景観の保全のための具体的な環境配慮対策を実施する区域となります。

「環境創造区域」の設定の際に検討することとなる地域の環境（生態系・景観）や区域の設定について、以下に示します。

1）着目すべき環境要素（どういう場所を設定するか）

ア　生態系の視点（※以下に示した場所等は重複する場合があります。）

a. 従来から生物多様性が豊かな場所【多様性】

ため池や水路及び周辺農地で普通に見られる様々な生きもの（カエル、フナ、ドジョウ等）が、同所的に多数生息・生育する環境

b. 希少な生物が生息・生育する場所【希少性】

レッドリスト・レッドデータブック等に掲載される絶滅危惧種や地域において希少な個体群の生息・生育地

c. 特徴的な環境を有する場所【特殊性】

湧水地等の特殊な環境に依存する種の生息・生育地

d. 地域のシンボルとなっている生物が生息・生育している場所【象徴性】

フクロウ、コウノトリ、サシバ等生態系の上位に位置する種や、ニゴロブナ等の地域の食文化に関係する種等、地域のシンボルとして認識されている種の生息・生育地

イ　農村景観の視点

e. 優れた農村景観を有する場所

二次的自然を基調として、農業生産活動、人々の生活、地域の歴史・文化が調和した地域特有の景観が形成されている場所（散居集落、畦畔木、棚田、はさ木等）

2) 設定する範囲の検討（どういう範囲で設定するか）

「環境創造区域」を設定する際には、着目すべき環境要素を有する場所について、生態系や景観保全の視点から、線的*、点的*、面的*な広がりを考慮して設定することになります。

*線的：水路や河川、斜面緑地等、帯状に連続した緑地や水辺の生物の生息空間。互いに離れた面の生息空間をこれらの線的な生息空間で結ぶことによって、生物の生息環境の多様性を高めることができる。

*点的：湧水地、小規模なため池・農地・樹林地（鎮守の森等）等

*面的：線的・点的な生息空間が、連続して広がりを持っている空間

③環境配慮区域の設定について

「環境配慮区域」は、「環境創造区域」以外の区域に当たり、主として施工時の影響を緩和する措置を行う区域となります。

また、水路内の落差や水域と陸域との連続性の確保により動物の生息地を結ぶ等、生態系のネットワークについて配慮を検討することも必要です。

■環境創造区域の設定イメージ（その１）　ため池

池干しと生きもの調査

ため池

○着目した環境要素（生態系の視点）
・古くから農業用水の水源として利用されているため池であり、水深の比較的浅い箇所で見られるヨシやガマ群落等がみられ、接続する水路では年間を通じて流水があり、生物にとって良好な環境が形成されている。
・ガンカモ類等の鳥類、フナ類、ドジョウ等の魚類、タガメ、ゲンゴロウ等の水生昆虫、ヤリタナゴの産卵母貝であるドブガイ、コウホネ、ヒシ等の水生植物等、多様な生物の生息が確認されている。【多様性】
・絶滅危惧種に指定されている希少な魚類（ヤリタナゴ、ミナミメダカ）や昆虫類（タガメ、コオイムシ）の生息が確認されている。【希少性】

○範囲設定の視点
・生物多様性が豊かなため池と水路【線的・点的】

■環境創造区域の設定イメージ（その２）　谷地田と周辺の樹林地

○着目した環境要素（生態系の視点）

・谷地田、樹林地、湿地等様々な環境が存在し、それらの連続性が確保されており、生物にとって良好な生息環境が形成されている。

・谷地田周辺には樹林地、草地、湿地、水路等の様々な環境が存在しており、それぞれの環境に適応した多くの種類の生物（サシバ、両生類（カエル類、アカハライモリ）、ヨシノボリ類、オニヤンマ等）の生息が確認されている。【多様性】

・絶滅危惧種に指定されている希少な鳥類（サシバ）の生息が確認されている。また、谷地田の両脇の林縁部では、カザグルマやキンランの生育が確認されている。【希少性】

・地域住民による保全活動が行われているゲンジボタルや、愛好者による観察の対象となっているサシバの生息地となっている。【象徴性】

○範囲設定の視点

・谷地田が帯状に連続して広がる区域を保全【面的】

■環境創造区域の設定イメージ（その３）　湧水地を中心に形成された環境（湧水地・湿地・水路）

湧水地

湧水地下流の
小規模な湿地

○着目した環境要素（生態系の視点）

・地下水が湧出する地点であり、湧水地下流域には湿地が形成されている。また、接続する水路では年間を通して豊富な水が流れ、これらの環境に依存する生物の生息環境が形成されている。

・湧水下流の水路では、その特有の環境に依存する希少な魚類（ホトケドジョウ、イトヨ）が確認されている。【希少性・特殊性】

・湧水地では、その特有の環境に依存するマメシジミ、ウキゴケ等の生息・生育が確認されている。【特殊性】

・湧水地下流に形成された貧栄養の湿地では、その特有の環境に依存するハッチョウトンボやモウセンゴケ、カキランの生息・生育が確認されている。【特殊性】

○範囲設定の視点

・湧水地、湿地及びそれらと接続する水路【点的・線的】

■環境創造区域の設定イメージ（その４）　河川との連続性のある水路

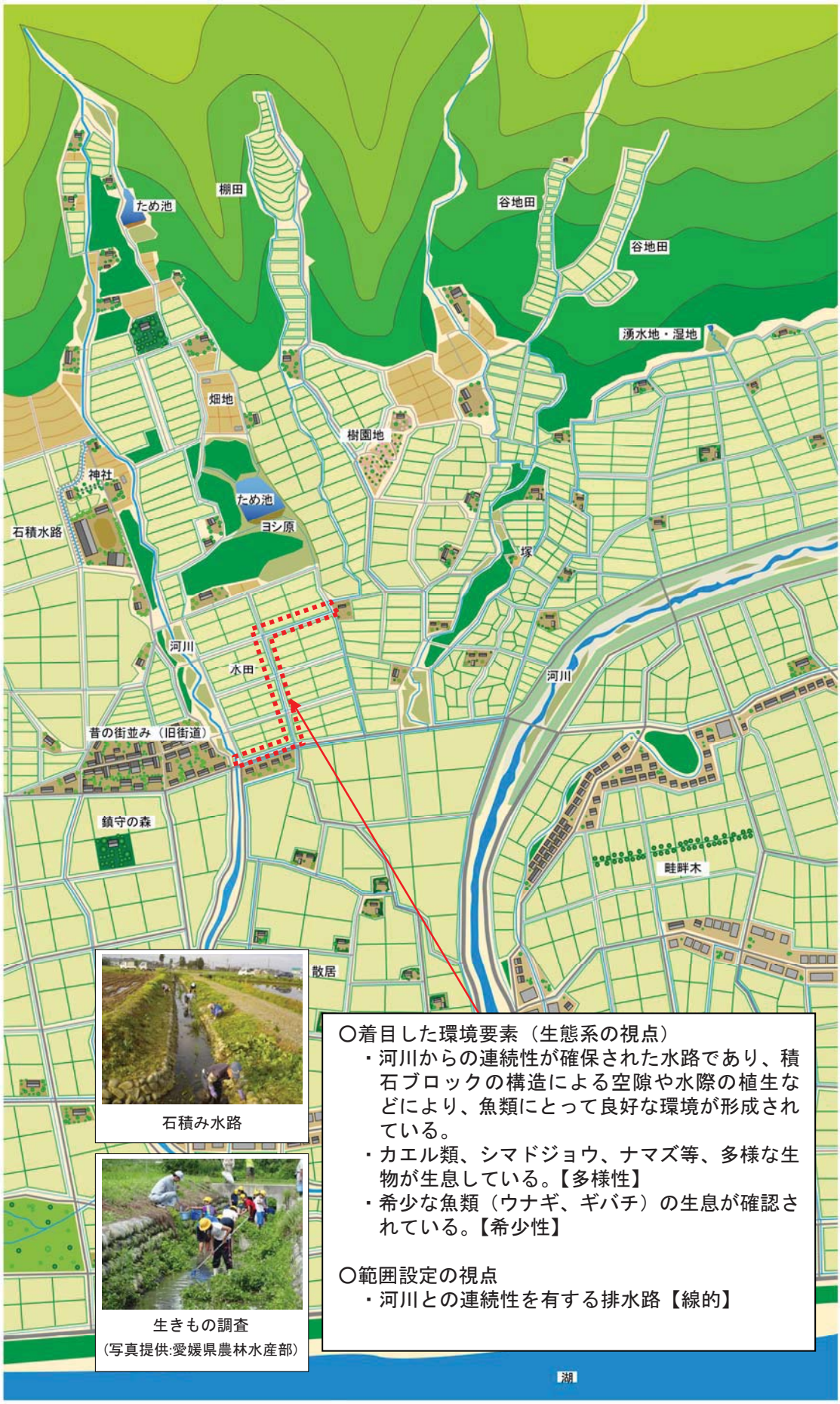

石積み水路

生きもの調査
（写真提供:愛媛県農林水産部）

○着目した環境要素（生態系の視点）
- 河川からの連続性が確保された水路であり、積石ブロックの構造による空隙や水際の植生などにより、魚類にとって良好な環境が形成されている。
- カエル類、シマドジョウ、ナマズ等、多様な生物が生息している。【多様性】
- 希少な魚類（ウナギ、ギバチ）の生息が確認されている。【希少性】

○範囲設定の視点
- 河川との連続性を有する排水路【線的】

■環境創造区域の設定イメージ（その５）　河川につながる排水路から未整備水田までの区域

○着目した環境要素（生態系の視点）
- 河川から水田までの連続性が確保された地域であり、土水路（未整備水田）、水生植物の繁茂、水際の植生等、魚類や両生類にとって良好な環境が形成されている。
- カエル類等の両生類、フナ類、ドジョウ、ナマズ、ナミメダカ等の魚類、コウホネ、ミクリ属等の水生植物等、多様な生物が生息・生育している。【多様性】
- 希少な魚類（ニッポンバラタナゴ、カワバタモロコ、ミナミメダカ）及び水生植物（バイカモ）の生息・生育が確認されている。【希少性】

○範囲設定の視点
- 河川につながる排水路から未整備水田までの区域【線的・面的】

■環境創造区域の設定イメージ（その６）地域のシンボルとなっている生物が生息する水田地帯

○着目した環境要素（生態系の視点）
- ほ場整備済みの区域であるが、各種の環境配慮施設（水田魚道・水路魚道等）の整備により、生物にとって良好な環境が形成されている。また、地域の食文化に関係する淡水魚類の保全活動も行われている。
- カエル類、フナ類、ドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ等、多様な生物の生息が確認されている。【多様性】
- 希少な魚類（ミナミメダカ）の生息が確認されている。【希少性】
- 地域の伝統的な食文化に関する食材として利用されているフナ類等の生息環境となっている。【象徴性】

○範囲設定の視点
- 多様な生物の生息環境であるとともに、地域を象徴する生物の保全活動が行われているエリア【線的、面的】

○着目した環境要素（生態系の視点）
- チュウサギを始めとする渡り鳥の中継地となっており、多くの観察者が訪れる地域である。
- カエル類、フナ類、ドジョウ、ナマズ等、多様な生物の生息が確認されている。【多様性】
- 多くの観察者が訪れる渡り鳥の中継地であり、水田や水路は重要な餌場となっており、一部では冬期湛水水田（ふゆみずたんぼ）の取組も行われている。【象徴性】

○範囲設定の視点
- 渡り鳥の中継地となっている水田と水路【線的・面的】

フナ類が遡上する水路

生きもの観察会

チュウサギの餌場となっている水田

■環境創造区域の設定イメージ（その７）

優れた農村景観（棚田、散居集落、鎮守の森、畦畔木、石積み水路）

棚田の景観
（写真提供：今井英輔氏）

○着目した環境要素（農村景観の視点）
・傾斜地の等高線に沿って連なる石積みの棚田は、千枚田として親しまれ美しい景観を形成している。

○範囲設定の視点
・傾斜地に広がる棚田の景観【面的】

石積水路

○着目した環境要素（農村景観の視点）
・地域において歴史的な農業水利施設として認識されている石積み水路が特徴的な水辺景観を形成している。

○範囲設定の視点
・石積み水路【線的】

散居集落

○着目した環境要素（農村景観の視点）
・広大な水田地帯に、屋敷林に囲われた民家が点在する散居集落が特徴的な景観を形成している。

○範囲設定の視点
・広がりのある散居集落【面的】

鎮守の森

○着目した環境要素（農村景観の視点）
・農村の歴史、文化と深い関わりをもつ鎮守の森が水田地帯のアクセントとなり、特徴的な景観を形成している。

○範囲設定の視点
・鎮守の森【点的】

畦畔木

○着目した環境要素（農村景観の視点）
・稲をかける支柱や休憩のための日陰として利用されてきた畦畔木と広がりのある水田地帯により、地域特有の田園景観を形成している。

○範囲設定の視点
・畦畔木【線的】

（参考）環境創造区域と環境配慮区域の関係

生態系の視点では、環境創造区域には良好な環境が形成されており、隣接する環境創造区域や環境創造区域と環境配慮区域の連続性を確保することで、大きく安定した生態系の形成が可能となる。

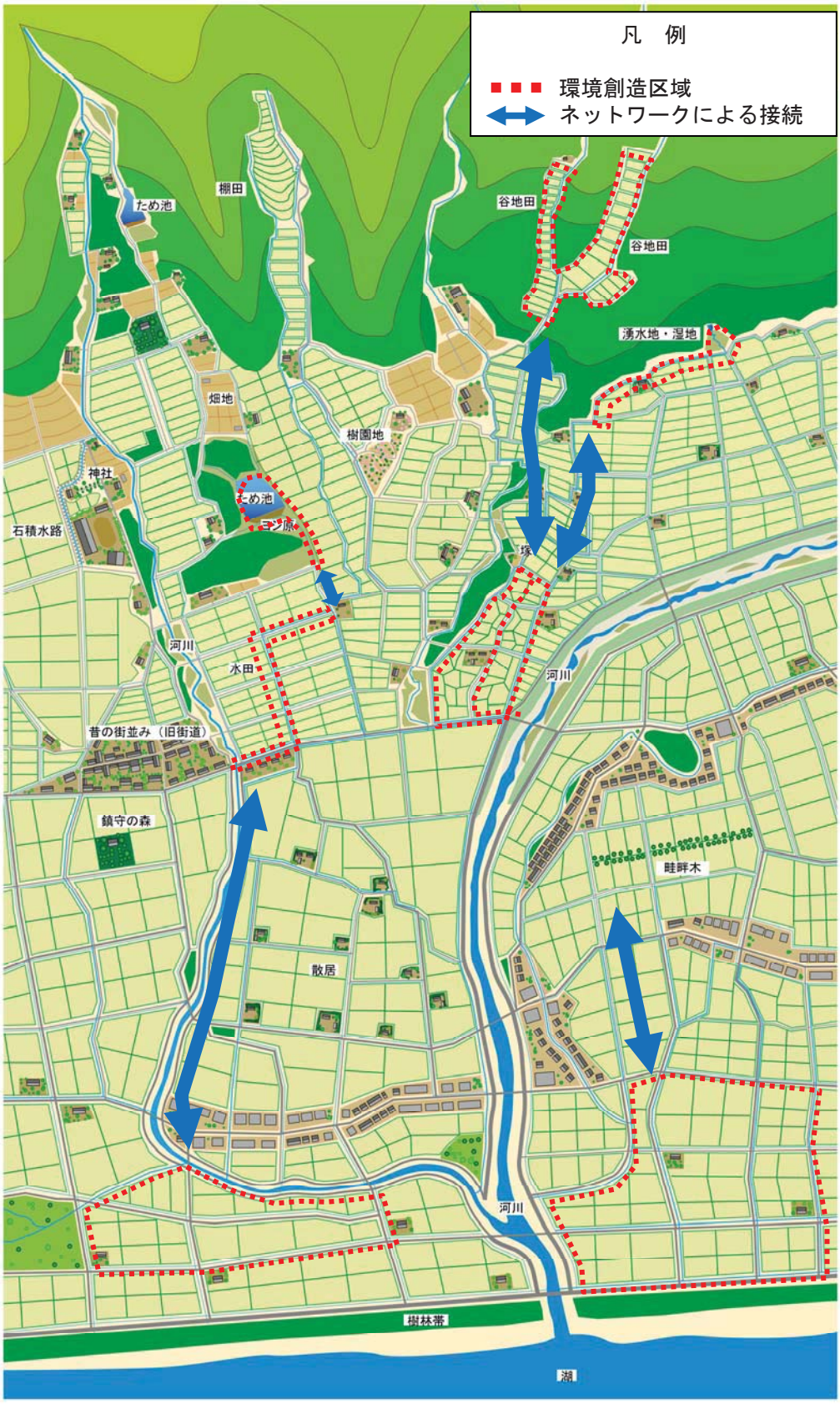

環境創造区域と環境配慮区域の基本的考え方の整理例

(1) 環境創造区域と環境配慮区域の設定の考え方

本市の生態系をみると、市の北部に点在する谷地田、○○川の中流域や○○川等に広がる水田地帯、渡り鳥の中継地となっている南部の水田地帯に大きく分けられ、それぞれにおいて豊かな自然環境が存在し、希少な生物が生息・生育している。

環境との調和への配慮に当たっては、希少な生物が生息・生育する場所や、生物多様性が豊かな場所、優れた景観を有する場所を中心として「環境創造区域」に設定し、具体的な環境配慮対策を行うものとする。

「環境創造区域」に設定しない区域は、主として施工時の配慮を行う「環境配慮区域」として位置付けるものとするが、広範囲でサギ類やミナミメダカ、トノサマガエル等の水田付近を生息域とする希少な生物が確認されていることから、必要に応じてこれらの生物の生息環境に配慮し、生態系ネットワークの確保に努めるものとする。

なお、事業の実施に当たって新たに希少種が確認される等、区域設定の条件に変化が見られた場合には、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 環境創造区域

本市の農村地域では、谷地田に存在する猛禽類を頂点した生態系や渡り鳥の中継地・餌環境となっている水田地帯､里山と水域との連続性が確保された希少な生物の生息環境等、豊かな自然環境が存在しており、また、地域の活動団体によるホタルの保全活動の取組等も行われている。

さらに、歴史的な価値を有する耕地整理発祥の地が存在し、地域の歴史を学ぶ場としても活用されている。

本市における環境創造区域については、事業の実施に当たって、これらの多様な生態系等を保全するため、具体的な環境配慮対策や地域資源の保全に資する整備を行う区域として以下の５地域を設定した。

①○○地域

○○市北部の中山間地に位置し、小区画の棚田を中心とした地域である。

水域と周辺の樹林帯の連続性が確保され、サシバとその餌生物であるカエルやトカゲ等が確認されており、猛禽類を頂点とした豊かな生態系が形成されている。また、昆虫の確認種数が多いことが特徴である。希少な動植物は、魚類１種（カワヨシノボリ（○○県 RL　分布上注目種））、両生類２種（トノサマガエル（環境省 RL 準絶滅危惧、○○県 RL 部会注目種）、ナゴヤダルマガエル（環境省 RL 絶滅危惧ⅠB 類、○○県 RL 絶滅危惧ⅠA 類））、は虫類３種（ニホンスッポン（環境省 RL 情報不足、○○県 RL 情報不足）、ヒガシニホントカゲ（○○県 RL 分布上注目種）、シロマダラ（○○県 RL　情報不足））及び植物１種が確認されている。

本地域では、自治会や地域の活動団体が協力してホタルの生息環境の保全活動（ほた

るの里づくり）にも取り組まれている。さらに、○○市環境基本計画の住民アンケートでは、残したい景観の上位に選定されている。

このため、事業の実施に当たっては、鳥類の生息環境である既存樹林の保全に配慮するとともに、餌生物となる魚類、両生類、は虫類の生息環境の保全のための環境配慮施設の整備を行う地域として環境創造区域に位置付けることとする。

また、市民から良好な景観として認識されていることを踏まえ、農村景観の保全にも努めることとする。

○○地域の水田

○○川

②○○地域

○○川の支流である敷地川の左岸に位置し、大区画ほ場整備が実施された水田を中心とした地域である。

希少な動植物は、魚類５種（カワムツ（○○県 RL 分布上要注目種）、タモロコ（○○県 RL　分布上要注目種）、ドジョウ（環境省 RL　情報不足）、ミナミメダカ（環境省 RL 絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL 絶滅危惧Ⅱ類）、カワヨシノボリ（○○県 RL　分布上注目種））を含む動物 10 種が確認されている。魚類は 15 種が確認されており、豊かな魚類相を呈していることが確認されている。幹線排水路は三面張りであるが、水路底に砂礫が堆積し、水路側面には植物が垂れ下がる等比較的良好な環境が保たれている。また、板堰が設置されている箇所があり、水量の少ない時の水深確保に役立っている。

本地域では、生物多様性を重視したブランド米の生産に取り組まれており、また、休耕田への景観作物の栽培による美しい農村景観の形成を通じた都市農村交流（○○祭り）も活発に行われている。

このため、事業の実施に当たっては、魚類の生息環境の保全のための環境配慮施設の整備を行う地域として環境創造区域に位置付けることとする。

また、市民による景観づくりが行われていることを踏まえ、農村景観の保全にも努めることとする。

○○地域の水田

○○地域の排水路

③○○地域

○○川の左岸に位置し、大区画ほ場整備が実施された水田を中心とした地域である。

○○用水を介して上下流との連続性が確保されており、非かんがい期においても排水路に一定の水量がある。希少な動植物は、魚類４種（カワムツ（○○県 RL　分布上要注目種）、ドジョウ（環境省 RL　情報不足）、ミナミメダカ（環境省 RL　絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL　絶滅危惧Ⅱ類）、カワヨシノボリ（○○県 RL　分布上注目種））及び両生類２種（トノサマガエル（環境省 RL 準絶滅危惧、○○県 RL 部会注目種）、ナゴヤダルマガエル（環境省 RL 絶滅危惧ⅠB 類、○○県 RL 絶滅危惧ⅠA 類））を含む動物７種と植物１種の生息・生育が確認されており、サギ類を頂点として、餌生物となる魚類等の生息環境が形成されている。

また、地域では、「○○の会」や○○土地改良区、○○小学校が連携して田んぼの楽校等を実施し、環境教育に取り組まれている。

このため、事業の実施に当たっては、鳥類を頂点とした生態系に配慮し、餌生物となる魚類等の生息環境の保全のための環境配慮施設の整備を行う地域として、環境創造区域に位置付けることとする。

○○地域の水田

○○地域の排水路

④○○地域（耕地整理発祥の地）

○○川と○○川に囲まれた小区画水田を中心とした地域である。

本地域は、○○方式の耕地整理（現在の区画整理）発祥の地とされており、歴史的価値を有する農地として地域において認識されている。また、水田と水路の連続性が確保されており、希少な動植物は、魚類２種（ドジョウ（環境省 RL　情報不足）、ミナミメダカ（環境省 RL 絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL　絶滅危惧Ⅱ類））を含む動物６種及び植物１種の生息・生育が確認されている。

このため、事業の実施に当たっては、耕地整理発祥の地として歴史的価値を有する農地の景観保全に配慮するとともに、魚類の生息環境の保全のための環境配慮施設の整備を行う地域として環境創造区域に位置付けることとする。

○○地域の水田

写真左：○○地域の排水路
写真右：耕地整理発祥の地の碑

⑤○○地域

旧○○町に位置し、大区画ほ場整備が実施された水田を中心とした地域である。

サギ類が多くみられ、多くの観察者が訪れる渡り鳥の中継地であり、水田や水路は重要な餌場となっている。

希少な動植物は、魚類３種（ドジョウ（環境省 RL　情報不足）、ミナミメダカ（環境省 RL　絶滅危惧Ⅱ類、○○県 RL　絶滅危惧Ⅱ類）、カワアナゴ（○○県 RL　部会注目種））及び両生類１種（トノサマガエル（環境省 RL 準絶滅危惧、○○県 RL 部会注目種））を含む動物７種が確認されている。

また、本地域では、農地・水保全管理活動組織による水路の生きもの調査やコスモスの栽培等による農村景観の形成に取り組まれている。

このため、事業の実施に当たっては、鳥類を頂点とした生態系に配慮し、餌生物となる魚類等の生息環境の保全のための環境配慮施設の整備を行う地域として、環境創造区域に位置付けることとする。

写真：○○地域の水田と排水路

(3) 環境配慮区域

本市では、市内の広範囲でサギ類やミナミメダカ、トノサマガエル等の水田付近を生息域とする希少な生物が確認されており、豊かな生態系が形成されている。

このため、工事の実施に当たっては、施工時の配慮として濁水の流出防止、騒音振動対策を行うとともに、これらの生物の生息環境に配慮し、水路内の落差の解消や水域と陸域との連続性の確保に努めるものとする。

区域区分図の整理例

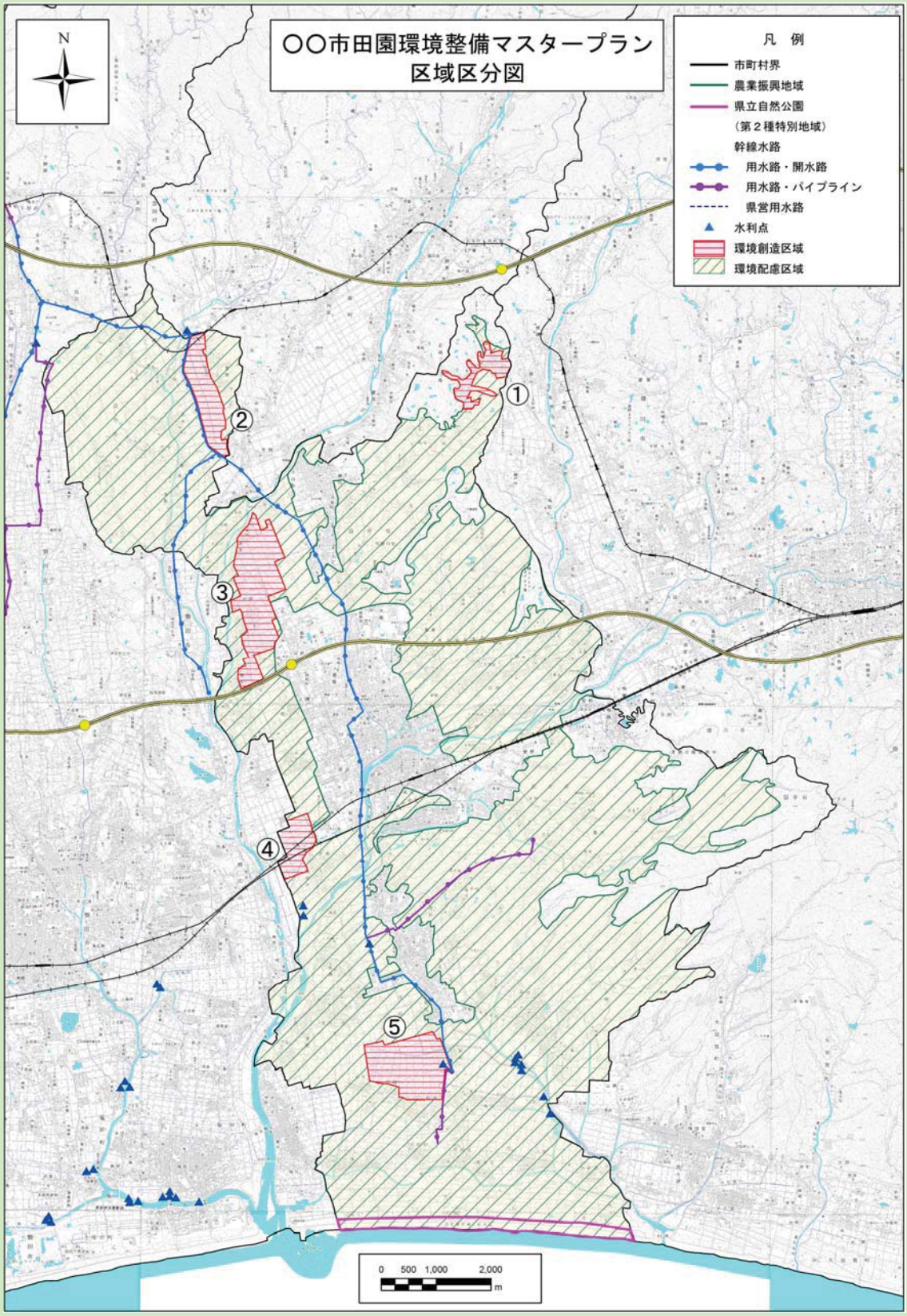
○○市田園環境整備マスタープラン
区域区分図
N
凡　例
市町村界
農業振興地域
県立自然公園
（第２種特別地域）
幹線水路
用水路・開水路
用水路・パイプライン
県営用水路
水利点
環境創造区域
環境配慮区域
①
②
③
④
⑤
0 500 1,000 2,000
m

（２）環境創造区域、環境配慮区域における整備計画

●概　要

ここでは、事業実施の際の環境配慮に関する整備の考え方、具体的な内容の検討を行います。

●整理方法

「環境創造区域」、「環境配慮区域」それぞれについて、対象工種毎に環境配慮工法を検討し、目的・効果や維持管理上の留意点等について整理します。

検討に当たっては、動物の移動経路の確保や、動植物の生息・生育環境の確保に配慮するとともに、ミティゲーション５原則、順応的管理、維持管理についても留意することが重要です。

①ミティゲーション５原則

ミティゲーション５原則の適用に当たっては、事業の実施による環境への影響を考慮し、まず「回避」の検討を行い、それが困難な場合は低減（「最小化」、「修正」、「影響の軽減/除去」）の検討を行います。低減についても困難であり、事業の実施が環境に大きく影響を与えざるを得ない場合は「代償」の検討を行います。また、これらの優先順位を踏まえた対策を適切に組み合わせ、保全対象生物が生活史を全うできるように生息・生育環境の量的・質的な低下を防ぐことが重要です。

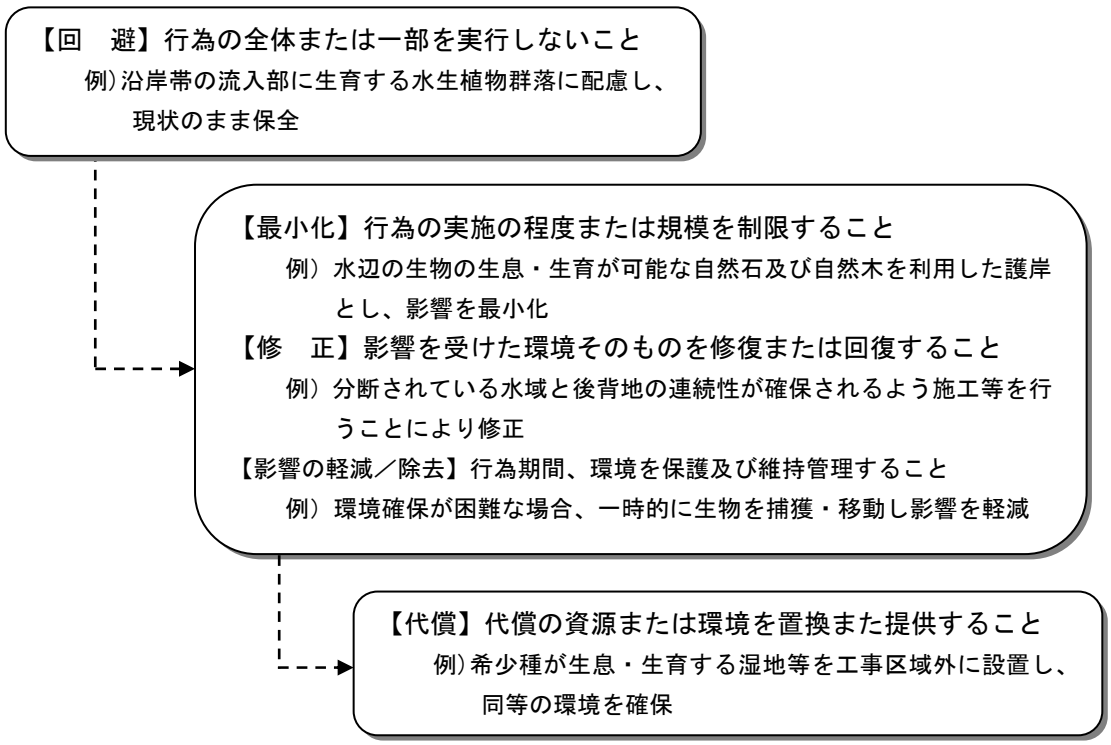

ミティゲーション５原則

②順応的管理

生態系は複雑で絶えず変化しているため、事業において環境への配慮を行ったにも関わらず、効果が期待していたほど上がらない場合もあります。このため、モニタリング（環境配慮対策の効果を確認する調査）計画に基づき継続的に調査を実施し、目標に対して効果が不十分な場合は、必要に応じて施設の修正や維持管理方法等の変更等を柔軟に対応していく「順応的管理」についても留意することが重要です。

③維持管理面の考慮

生態系の保全には、環境配慮対策の実施だけではなく、適切な維持管理が継続的に行われることが不可欠です。このため、維持管理面についても考慮して環境配慮工法を選定することが重要です。

④その他

実施段階において新たに希少種が確認された場合においては、区域設定に関わらず配慮が必要となるため、その場合の対応方針について記載しておくことも必要です。

また、検討に際し、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（平成 27 年○月、農林水産省農村振興局）」等の指針類が参考になります。技術指針では、調査・計画から設計・施工、維持管理・モニタリングに至る各段階について、水路整備やほ場整備等工種横断的に環境配慮の考え方が整理され、環境配慮の手法や工法について具体的に解説されています。

■環境配慮工法の選定例

環境配慮工法の選定に当たっては、対象となる農地や農業水利施設等が生態系ネットワークを構成する「生息環境」としての役割を担うのか、あるいは「移動経路」としての役割を担うのかを明確にした上で目的を設定し、選定することが重要です。

環境配慮工法の例

目的	機能例	工法例
生息環境の確保 （環境配慮型水路）	・構造物の設置等による「多様な流速・水深の創出」 ・隠れ場となるような「空隙の確保」 ・産卵等に適した生息環境となるような「多様な底質や植生の確保」	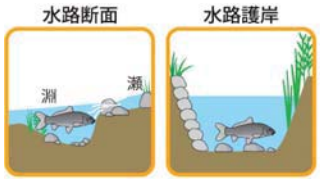
生息環境の確保 （保全池・ビオトープ）	・生息環境となるような「多様な水深の確保」 ・産卵等に適した生息環境となるような「多様な植生の確保」 ・隠れ場となるような「空隙の確保」	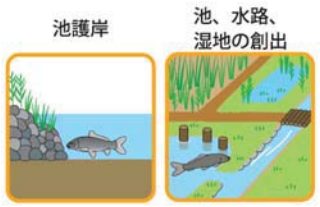
移動経路の確保 （魚道）	・小さな段差による「落差の解消」 ・勾配の緩和による「流速の低減」	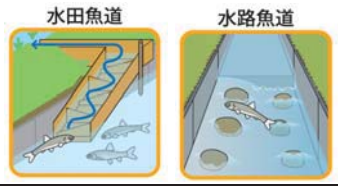
移動経路の確保 （環境配慮型水路）	・水路幅や水深の変化による「流速の低減」 ・構造物の設置等による「多様な流速・水深の創出」 ・登坂できるような「勾配の緩和」	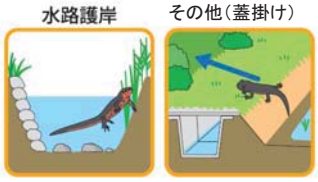
移動経路の確保 （保全池・ビオトープ）	・水域と陸域の連続性の確保	

出典：水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書（平成 23 年３月、農林水産省農村振興局整備部設計課）

環境創造区域と環境配慮区域における整備計画の整理例

環境配慮施設の整備に当たっては、農地・農業水利施設の設計条件、配慮対象となる生物の生活史、地域全体の生態系ネットワーク、環境配慮施設の維持管理等を考慮するとともに、地域の合意形成の場を設け、農家を含めた地域住民、学識経験者等の意見を踏まえた上で、環境配慮対策を行う。

なお、実施段階において希少な動植物が確認された場合は、学識経験者等の知見を活用して必要な対策を検討することが必要である。

以下に、環境創造区域及び環境配慮区域における整備例を示すが、環境配慮工法は例示したもの以外にも様々なものがあるため、事業地区における適用性を検討した上で工法を選定する必要がある。

(1) 環境創造区域における整備例

対象工種	工法	目的・効果	図・写真	工法の概要	維持管理等の留意点
排水路	水路断面（床止め工）	・構造物の設置等による「多様な流速」「水深の創出」	亀岡地区（京都府亀岡市）	・小流量時の水深を確保するため、水路底版に間伐材の杉丸太を設置したもの	・必要に応じてボルトの増し締め、木材の腐朽時には交換が必要。 ・土砂等が堆積した場合、水深が確保出来なくなるため、定期的な除去等の維持管理が必要。
排水路	水路断面（瀬・淵）	・水路幅や水深の変化による「流速の低減」 ・構造物の設置等による「多様な流速、水深の創出」	野江地区（徳島県海陽町）	・断面を拡げ流れの内側に瀬、外側に淵をつくり、多様な流れとしたもの。土砂や植生により生物の生息・生育環境を形成 ・現況地形に変化があれば、地形を利用して多様な流れを確保することが可能	－

（以下略）

(2) 環境配慮区域における整備例

対象工種	工法	目的・効果	図・写真	工法の概要	維持管理等の留意点
－	施工時の濁水対策	・施工中に発生する濁水について、沈砂池を設け可能な限り下流域に流さないように努めることで、周辺環境への影響を可能な限り低減する。	沈砂池 濁水防止フェンス	・沈砂池及び濁水防止フェンスの設置により、濁水の流出を防止する。	－
－	施工時の騒音・振動対策	・工事の実施に当たっては、低騒音・低振動型機械等を選択することで周辺へ環境への影響を可能な限り低減する。	低騒音型機械	・低騒音型・低振動型建設機械、低排出ガス対策型建設機械の使用を推進する。	－
排水路	魚道（粗石付き斜路型魚道）	・移動経路の確保 ・小さな段差による「落差の解消」 ・勾配の緩和による「流速の低減」	縦断図（概略図） 西鬼怒川地区（栃木県　宇都宮市）	・斜路に粗石を配置し、流れを減勢することにより、多様な流れを創出する。	・粗石に浮遊物（草等）が付着することがある。

２－４．その他市町村長が必要と認める事項

●概　要

「その他市町村長が必要と認める事項」では、農業農村の資源（環境配慮施設、生物、文化、歴史等）を活用した地域づくりに関する取組について記載することができます。

例えば、農村環境の保全活動を通じた都市農村交流、環境学習、地域の歴史文化の保全等、活力ある地域づくりを推進するための取組方針を記載することが考えられます。

このような農村環境を活用した地域づくりの取組は、環境配慮施設の維持管理やモニタリングにおいても有効です。

（例）環境配慮施設の維持管理に関する事項
環境配慮施設整備後のモニタリングに関する事項
地域における動植物の保全活動に関する事項
地域における水田や用排水路等を利用した環境学習、都市農村交流に関する事項
地域における歴史や文化の保全に関する事項

その他市町村長が必要と認める事項の整理例

本市では、「○○の会」、「○○土地改良区」及び「○○小学校」が連携した田んぼの楽校等の環境教育や、地域住民と環境保全団体によるホタルの生息地の保護活動等、農家や地域住民によるさまざまな環境保全活動が盛んに行われている。また、休耕田を景観資源として活用した「○○祭り」等、美しい景観や農業体験が楽しめる都市農村交流も行われている。

これらは地域環境の保全やそれを活かした地域づくりにおいて重要な役割を果たしていることから、市では、このような農村環境を地域資源として活用し、農家と市民が一体となった協働活動の取組を推進していくため、環境学習の実施、地域間交流への支援、環境保全に関する情報提供等を行っていく。

資　料　編

1．インターネットで公開されているデータの入手方法

（1）気象

●過去の気象データ検索：気象庁ホームページ

① http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php にアクセスし、「地点の選択」をクリックします。

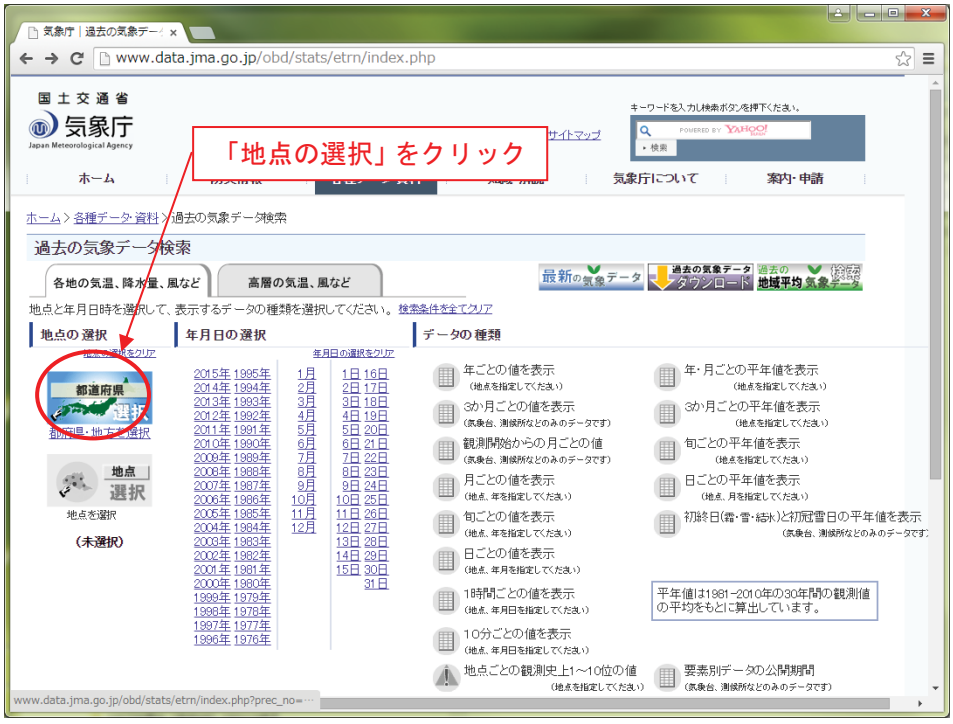

②「都府県・地方の選択」画面で、調べたい都府県・地方をクリックします。（図は東京都の場合）

③「地点の選択」画面で、観測所名にマウスカーソルを合わせると、その地点の緯度・経度、標高、観測所の種別、観測項目等が表示されます。
調べたい観測所名をクリックします。（図は東京の場合）

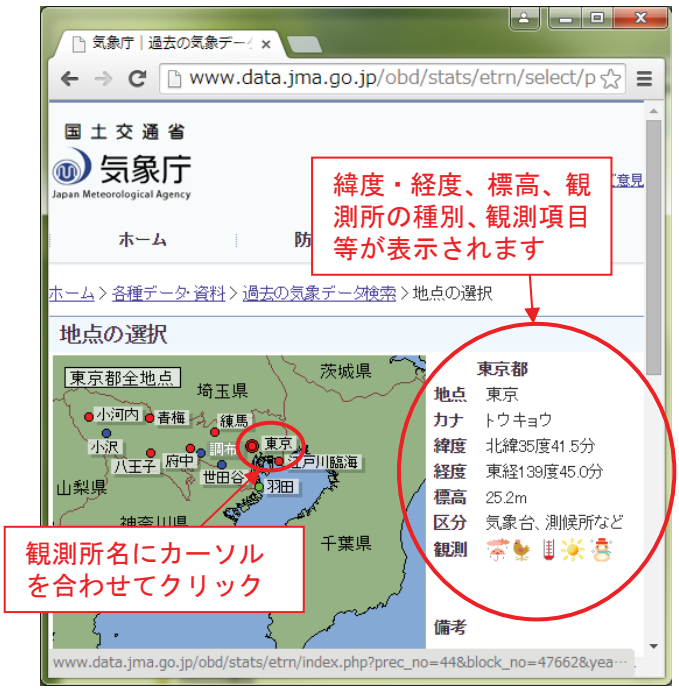

④最初の画面に戻ります。選択した地点名が表示されています。
ここで、「年・月ごとの平年値を表示」をクリックします。

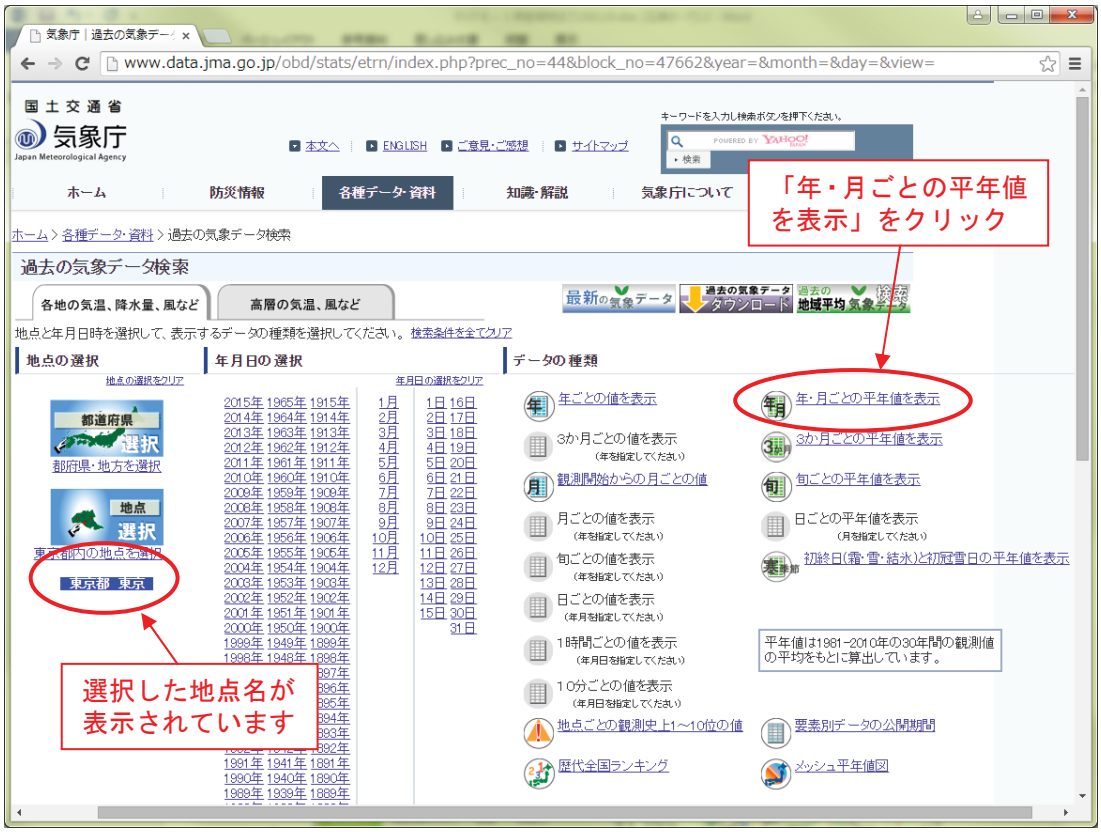

⑤結果が表示されます。

調査項目として例示した「月別の平均気温、最高気温、最低気温（平年値）」「月別降水量（平年値）」「最深積雪（平年値）」は次図の赤枠の部分に表示されます。

要素	気圧 (hPa) 現地平均	気圧 (hPa) 海面平均	降水量 (mm) 合計	気温 (℃) 平均	気温 (℃) 日最高	気温 (℃) 日最低	蒸気圧 (hPa) 平均	相対湿度 (%) 平均	風向・風速 (m/s) 平均	風向・風速 (m/s) 最多風向	日照時間 (時間) 合計	全天日射 (MJ/m²) 平均	雪 (cm) 降雪の深さ 合計	雪 (cm) 降雪の深さ 日合計の最大	雪 (cm) 最深積雪	雲量 平均	大気現象 雪日数	大気現象 霧日数	大気現象 雷日数
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1990～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	21	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1011.4	1016.0	52.3	5.2	9.6	0.9	4.5	52	2.7	北北西	184.5	8.9	5	3	3	4.4	2.8	0.1	0.1
2月	1011.2	1015.7	56.1	5.7	10.4	1.7	4.8	53	3.1	北北西	165.8	10.9	5	3	4	5.3	3.7	0.1	0.2
3月	1011.0	1015.5	117.5	8.7	13.6	4.4	6.4	56	3.2	北北西	163.1	12.5	1	1	1	6.3	2.2	0.1	0.5
4月	1009.9	1014.3	124.5	13.9	19.0	9.4	9.9	62	3.2	北北西	176.9	15.3	0	0	0	6.6	0.2	0.6	1.1
5月	1007.7	1012.0	137.8	18.2	22.9	14.0	14.0	69	3.0	南西	167.8	16.2	—	—	—	7.4	0.0	0.2	1.4
6月	1005.1	1009.4	167.7	21.4	25.5	18.0	18.8	75	2.8	南西	125.4	14.0	—	—	—	8.4	0.0	0.4	1.1
7月	1004.5	1008.7	153.5	25.0	29.2	21.8	24.2	77	3.3	南西	146.4	14.6	—	—	—	8.0	0.0	0.3	2.3
8月	1005.8	1010.0	168.2	26.4	30.8	23.0	25.3	73	3.0	南西	169.0	15.2	—	—	—	7.1	0.0	0.1	3.0
9月	1008.7	1012.3	209.9	22.8	26.9	19.7	20.8	75	2.6	北北西	120.9	11.1	—	—	—	7.8	0.0	0.2	1.9
10月	1012.2	1016.5	197.8	17.5	21.5	14.2	14.0	69	2.6	北北西	131.0	9.6	—	—	—	6.9	0.0	0.3	0.6
11月	1013.7	1018.1	82.5	12.1	16.3	8.3	9.3	65	2.5	北北西	147.9	8.1	—	—	—	5.7	0.0	0.4	0.5
12月	1012.5	1017.0	51.0	7.6	11.9	3.5	5.8	56	2.7	北北西	178.0	7.8	0	0	0	4.3	0.8	0.1	0.2
年	1009.5	1013.9	1528.8	15.4	19.8	11.6	13.2	65	2.9	北北西	1876.7	12.0	11	5	6	6.5	9.7	2.7	12.9

（２）地形・地質

●５万分の１都道府県土地分類基本調査：国土交通省ホームページ（国土調査）

本調査は、国土地理院発行の縮尺５万分の１地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壌等）等を調査し、地図と簿冊にとりまとめたものです。

① http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html にアクセスし、表示された地図で該当の都道府県をクリックします。

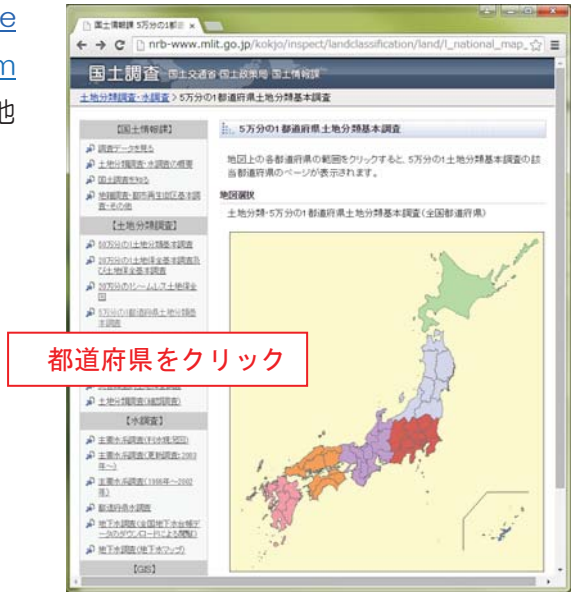

②都道府県の地図が表示されますので、必要な図郭を選択します。

また、「閲覧する主題図を選択」において、閲覧したい図面等を選択し、「表示」をクリックします。ここでは、地形分類図、土地利用現況図、表層地質図、土壌図及び簿冊（報告書）等が閲覧できます。

③画面の左側に図面名称等が表示されますので、必要なものをクリックすると画面に表示されます。（下図は、表層地質図を表示させた状態）

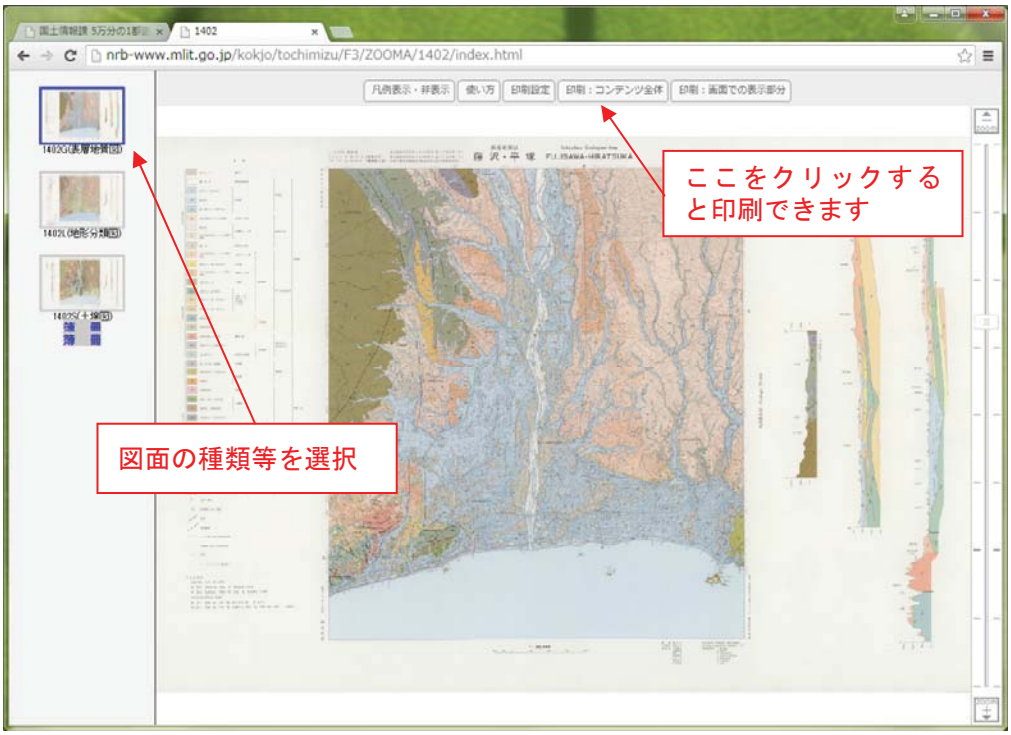

（上記の表層地質図を印刷したもの）

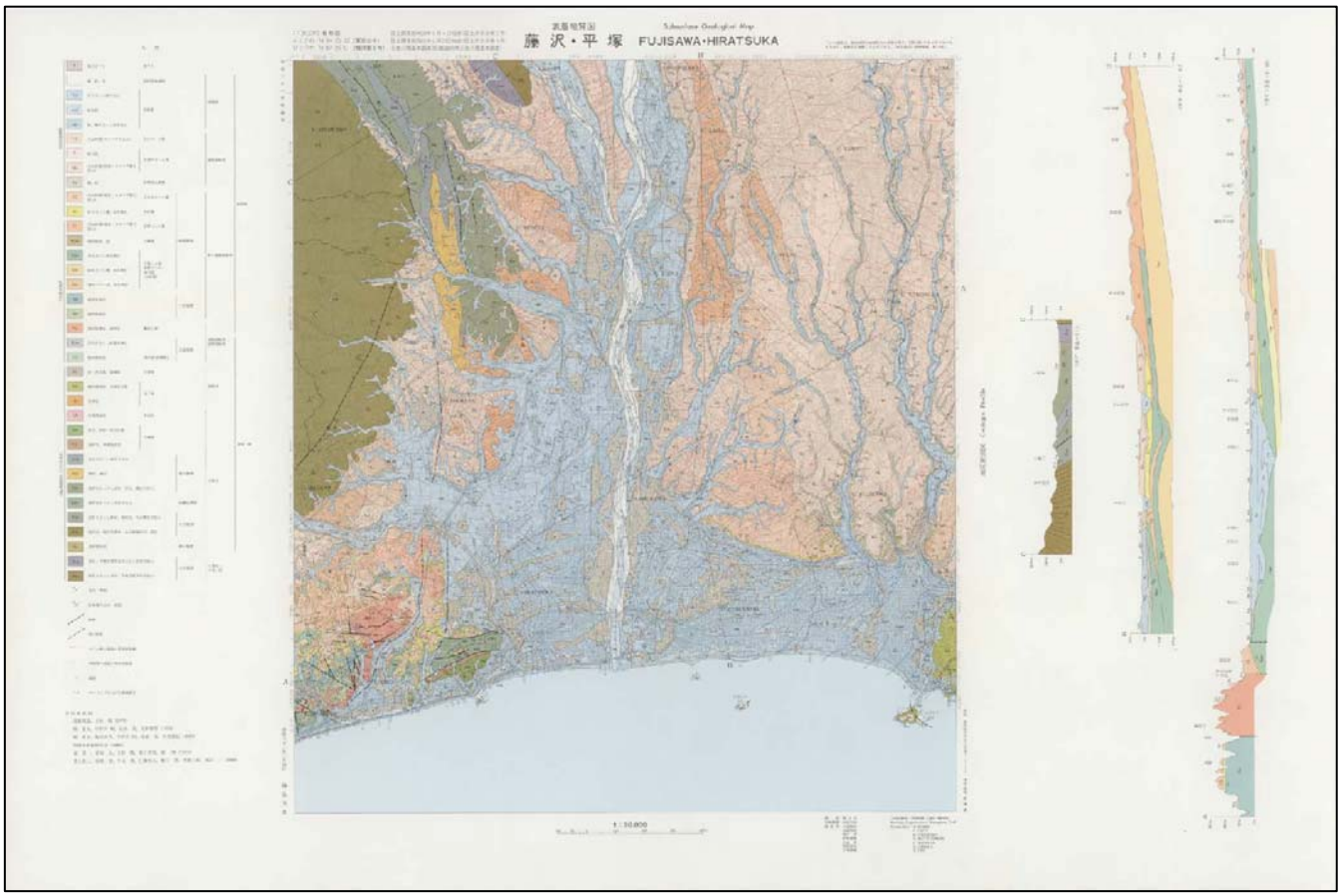

（３）水環境

●河川、湖沼の位置情報：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

① http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/ にアクセスします。

②「JPGIS2.1」をクリックした後、「河川」または「湖沼」をクリックします（以下は「河川」の説明です）。

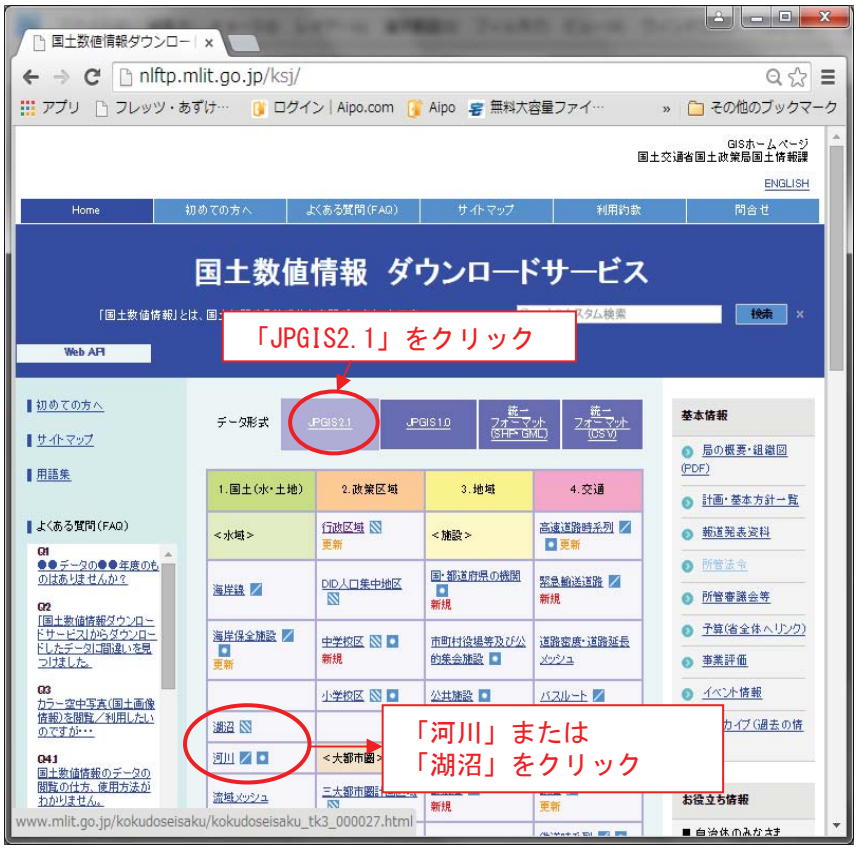

③都道府県を選び、「次へ」をクリックします。

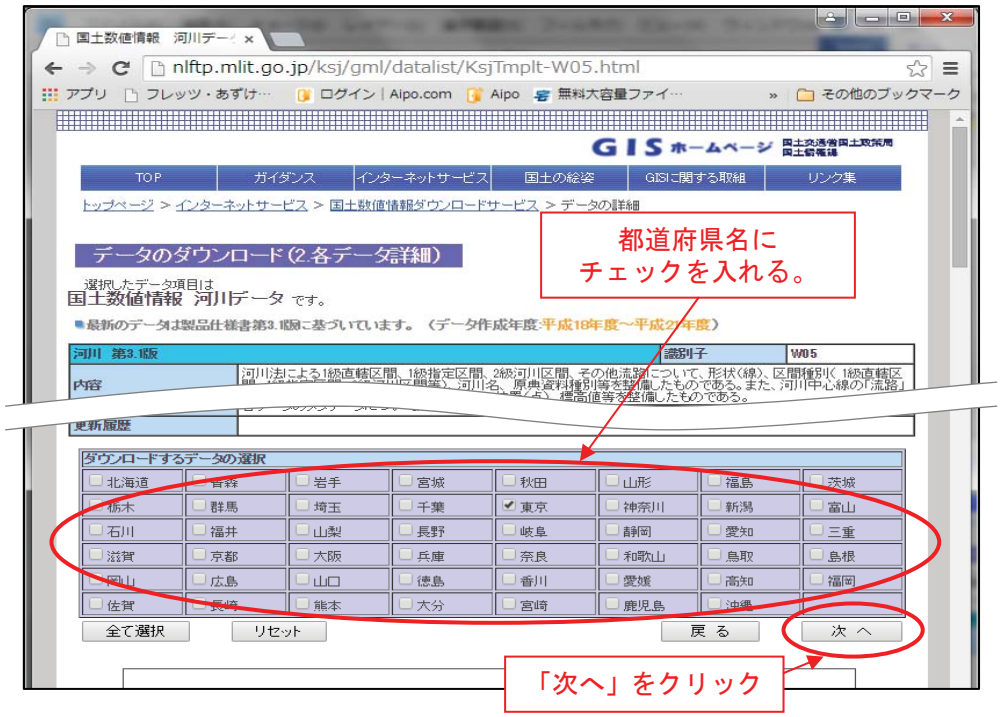

④ファイル名を選択し、「次へ」をクリックします。

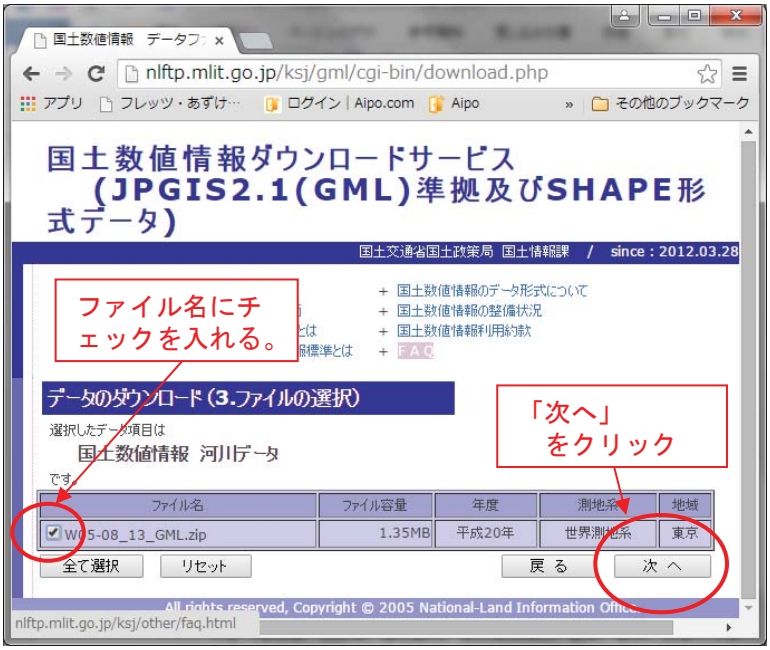

⑤必要事項に回答の後、ダウンロードをクリックすると、シェープファイルがダウンロードされますので、GIS ソフトに読み込んでください。

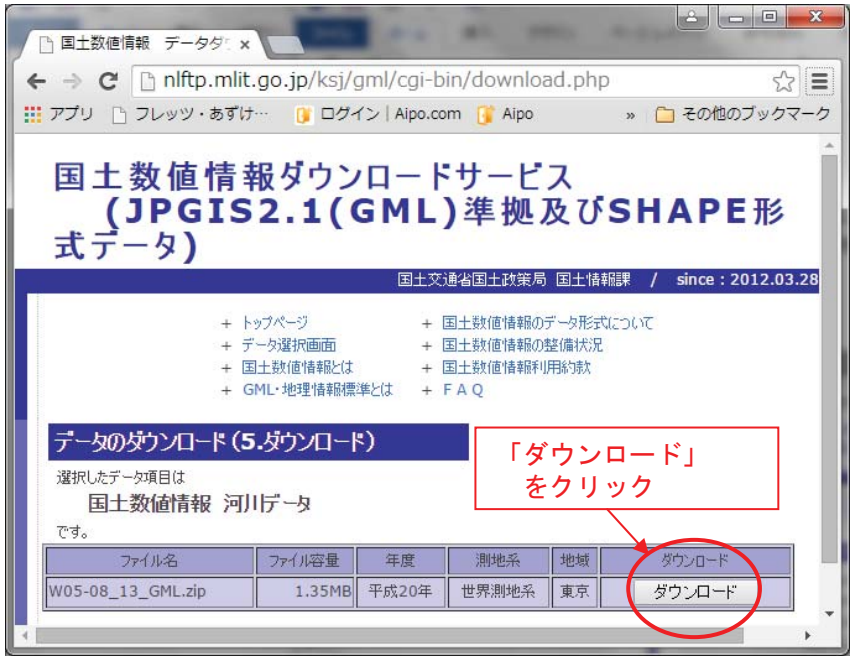

（４）植物

●環境省が実施した自然環境保全基礎調査の植生図：

自然環境情報 GIS 提供システム（環境省生物多様性センター）

① http://www.biodic.go.jp/trialSystem/shpddl.html にアクセスします。

②「植生調査（1/25,000 または 1/50,000）」をクリックします。

③「植生調査情報提供ホームページ」をクリックします。

④地図を拡大して、植生図を表示させたい場所（図郭）を選びます。

⑤必要とする植生図の種類とデータの種類を選び、クリックするとデータをダウンロードすることができます。

データの種類	説明
JPEG ﾌｧｲﾙ	写真と同じ画像ファイルです。報告書に貼り付ける時に便利です。
PDF ﾌｧｲﾙ	PDF 形式のファイルです。閲覧や印刷に便利です。
GIS データ（ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ等）	GIS で表示・加工できる形式のファイルです。凡例の色を変える、他の GIS データを重ねて地図を作成する、面積を測定する等分析用途に向いています。

※図郭により調査年が異なります。

（1/25,000 植生図表示例）

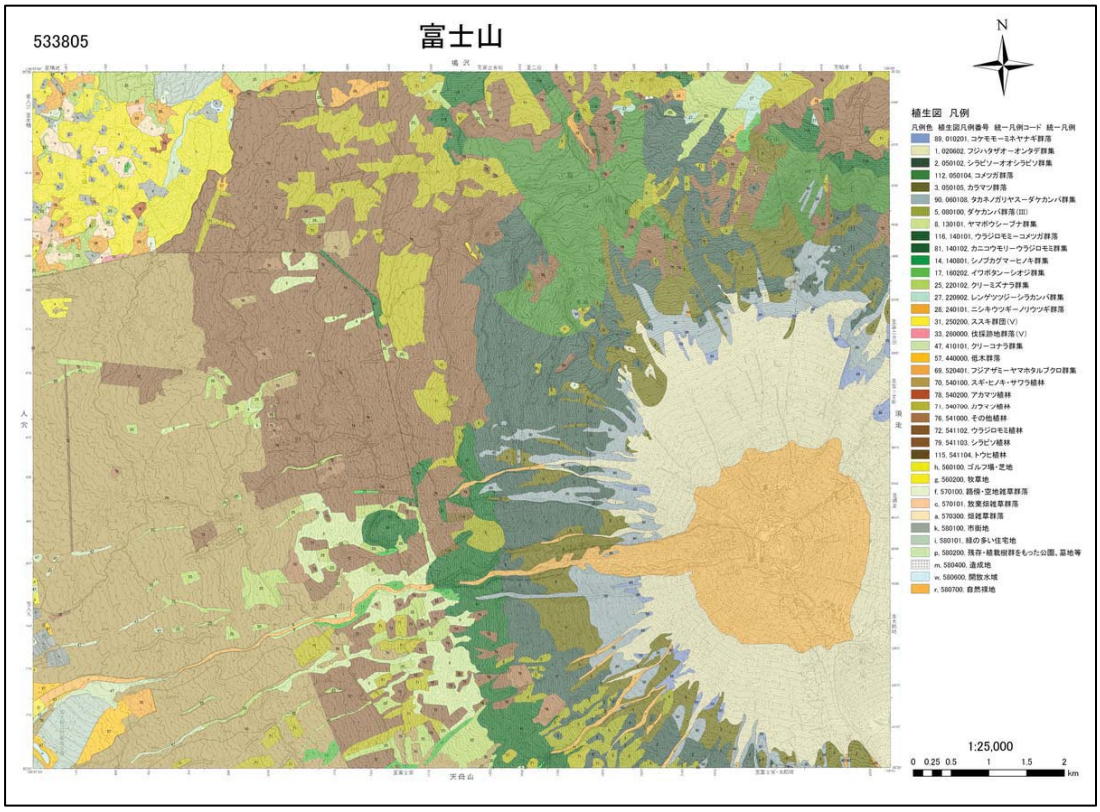

●環境省が実施した自然環境保全基礎調査の特定植物群落調査結果：

自然環境情報 GIS 提供システム（環境省生物多様性センター）

① http://www.biodic.go.jp/trialSystem/shpddl.html にアクセスします。

② 「特定植物群落調査」をクリックします。

③ 「データダウンロード」をクリックします。

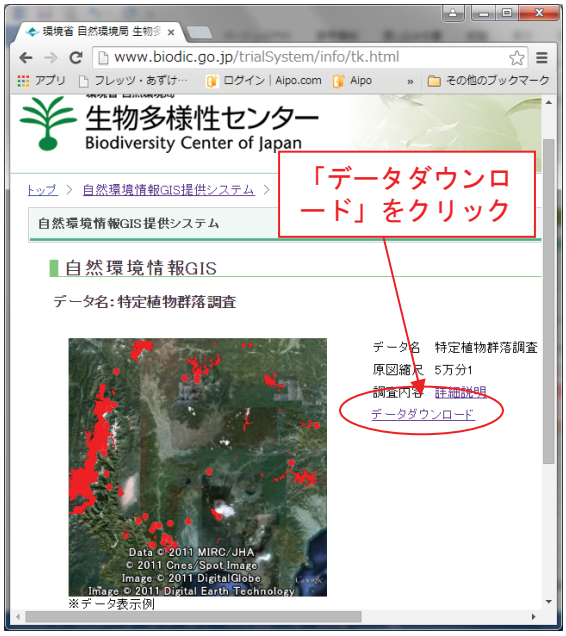

③都道府県名・支所名をクリックします。

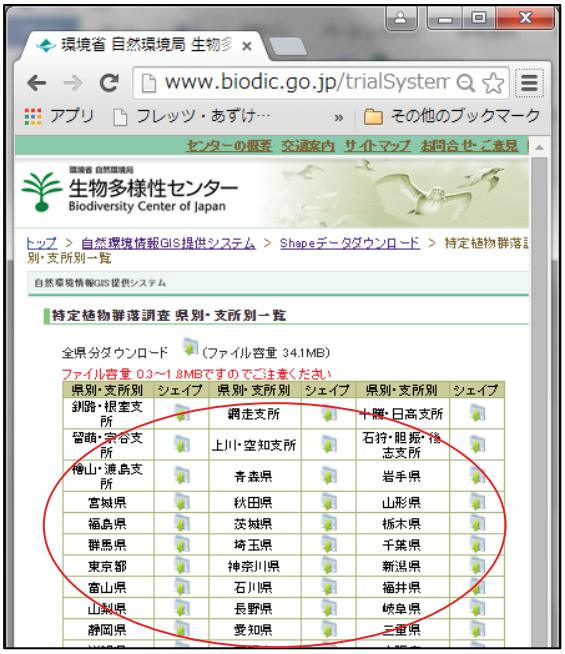

④以下の４種類のシェープファイルがダウンロードされますので、必要なデータを GIS ソフトで読み込みます。

ファイル名	調査時期
tk2	第２回調査（昭和 53 年度）
tk3	第３回調査（昭和 59～61 年度）
tk5	第５回調査（平成９，10 年度）

●河川水辺の国勢調査の GIS データ：河川環境データベース（国土交通省）

① http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/ にアクセスします。

②「提供データの一覧とダウンロード」をクリックします。

③次図の説明にしたがって、必要なデータをダウンロードします。

なお、ここでダウンロードできるデータは次の３種類です。

データの種類	説明
確認種一覧(CSV)	当該調査における確認種一覧表（希少種も載っていますが、確認位置の情報はありません）
確認種詳細データ(CSV)	調査日別・調査地点別の確認種一覧表（地名でおおよその確認位置がわかります。希少種情報は非公開となっています。）
GIS データ(ｼｪｰﾌﾟﾌｧｲﾙ)	調査日別・調査地点別に確認種のデータが GIS データとして格納されています（希少種情報は非公開）。

※CSV データは、エクセルで開くことができる表形式のデータです。

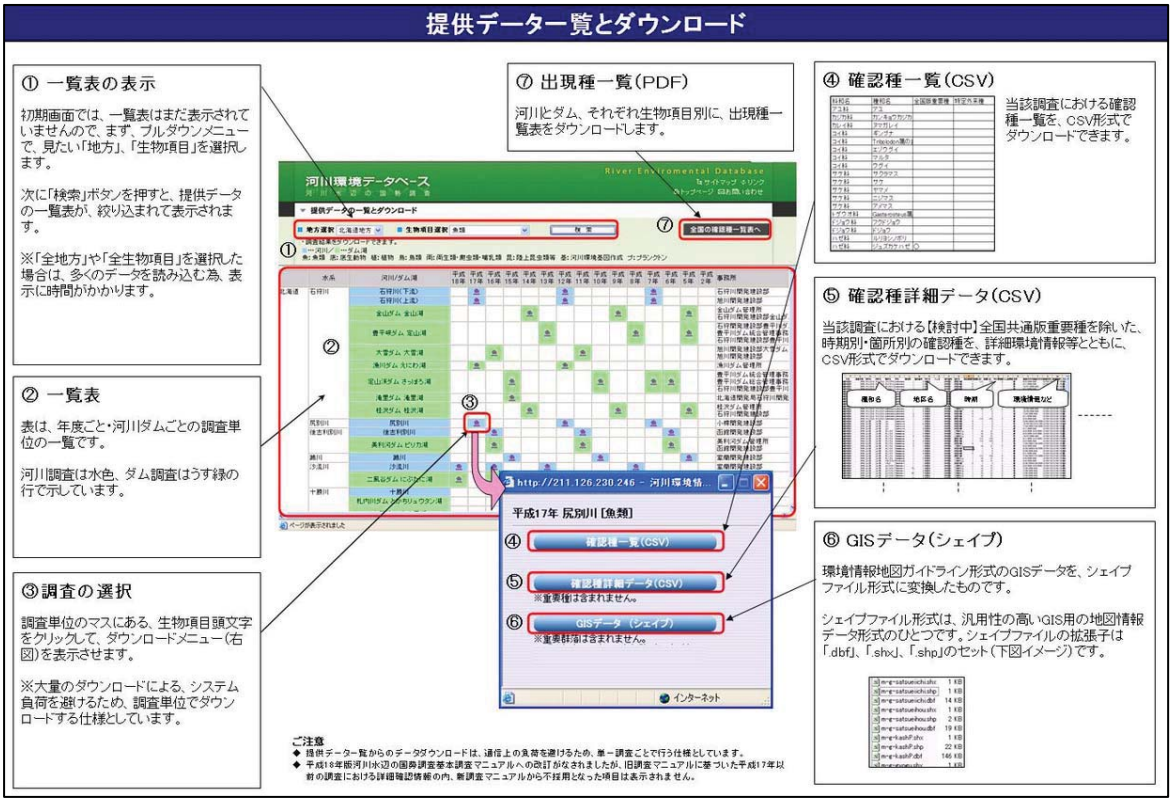

（５）動物

●環境省が実施した自然環境保全基礎調査の河川調査の位置情報：

自然環境情報 GIS 提供システム（環境省生物多様性センター）

① http://www.biodic.go.jp/trialSystem/shpddl.html にアクセスします。

②「河川調査」をクリックします。

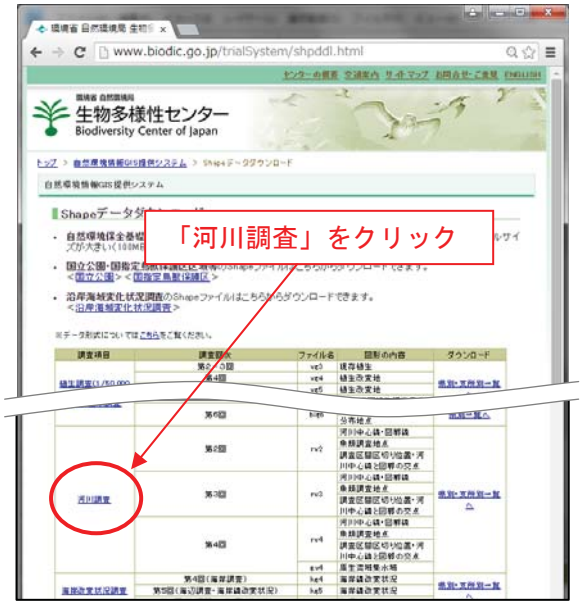

③「データダウンロード」をクリックします。

③都道府県名・支所名をクリックします。

④以下の４種類のシェープファイルがダウンロードされますので、必要なデータを GIS ソフトで読み込みます。

ファイル名	調査時期
rv2	第２回調査（昭和 54 年度）
rv3	第３回調査（昭和 60 年度）
rv4	第４回調査（平成４年度）

●河川水辺の国勢調査の GIS データ：河川環境データベース（国土交通省）

4)植物（P.11 参照）をご覧下さい。

（６）地域指定

●地域指定：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

① http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/ にアクセスします。

②「JPGIS2.1」をクリックした後、必要な情報を選んでクリックします。

各選択項目で入手できるデータは、次頁の表のとおりです。

選択項目	入手できるデータ
森林地域	国有林、地域森林計画対象民有林、保安林
農業地域	農業振興地域、農用地区域
都市地域	都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、その他用途地域
用途地域	用途地域区分（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域）
世界自然遺産	世界自然遺産
自然公園地域	自然公園区分（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）、自然公園地域区分（特別保護地区、第１種特別地域、第２種特別地域、第３種特別地域、普通地域等）
自然保全地域	自然保全地域、原生自然環境保全地域、特別地区
鳥獣保護区	鳥獣保護区、特別保護区域、休猟区

以下では、「農村地域」を選択した場合の手順を示します。

③都道府県を選び、「次へ」をクリックします。

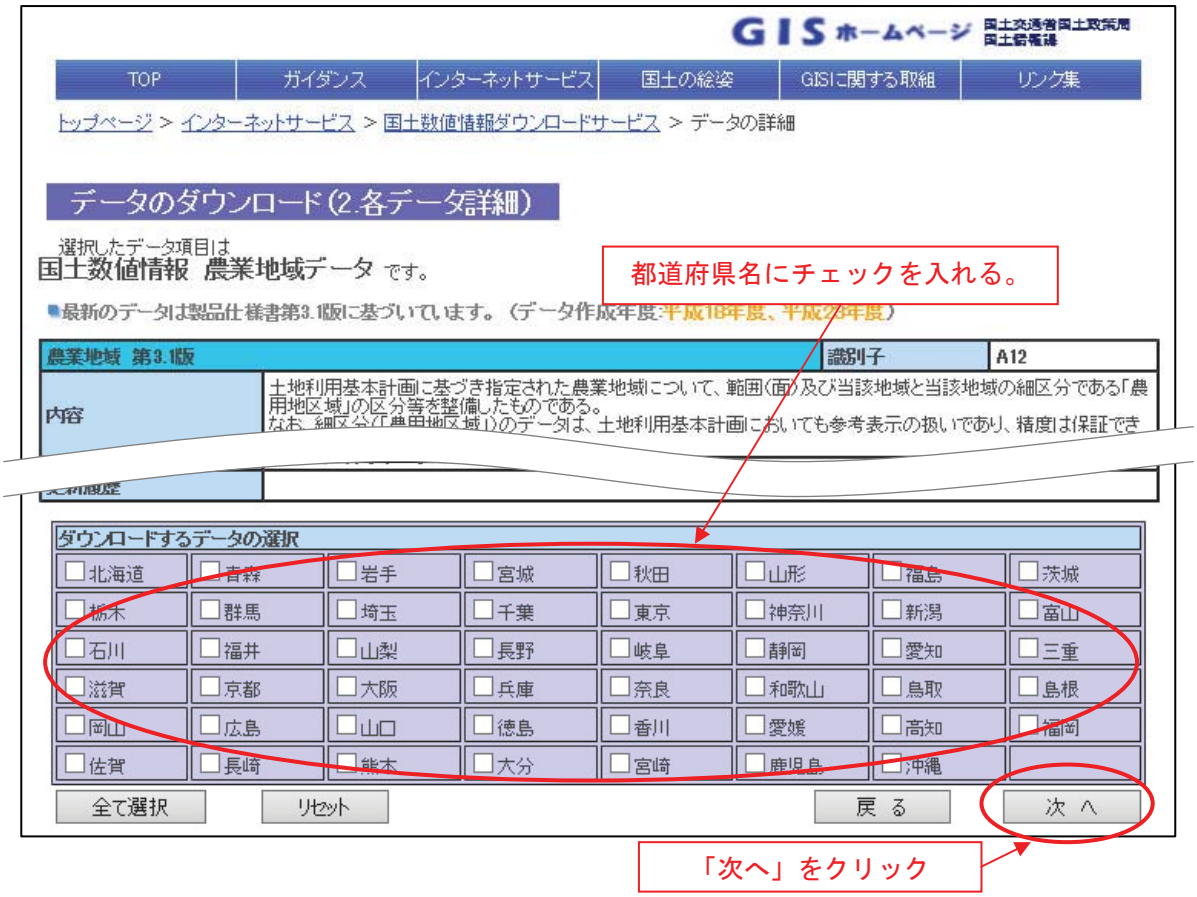

④ファイル名を選択し、「次へ」をクリックします。

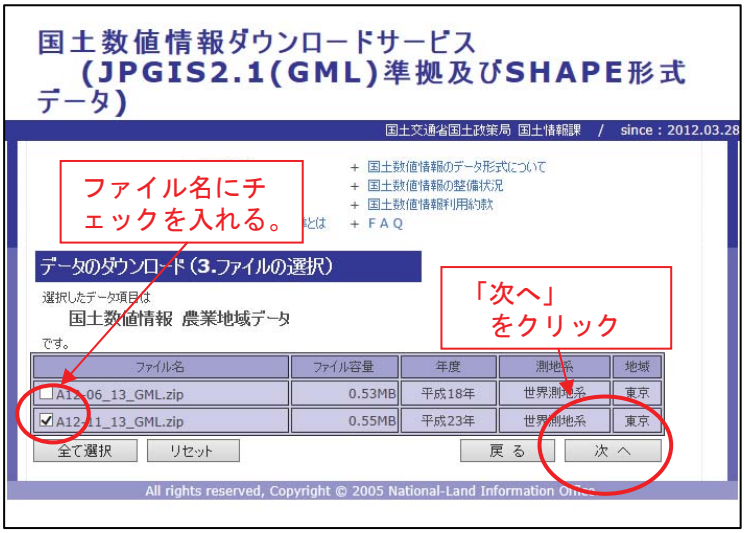

⑤必要事項に回答の後、ダウンロードをクリックすると、シェープファイルがダウンロードされますので、GIS ソフトに読み込んでください。

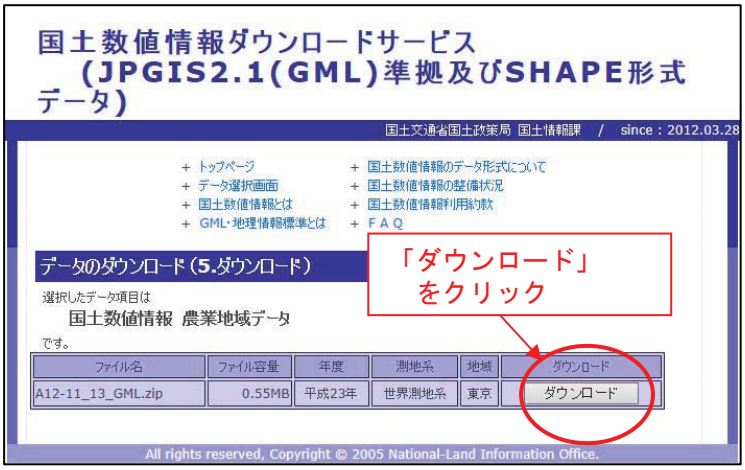

２．関係通知

（１）環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について（平成 14 年２月 14 日付け農林水産事務次官通知（平成 27 年４月９日一部改正））

平成 14 年２月 14 日付 13 農振第 2512 号
最終改正　平成 27 年４月９日付 26 農振第 2106 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
独立行政法人水資源機構理事長
殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まってきたことを受け、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）において、農業生産基盤の整備に当たっては、「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされた。このことを受け、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）においても、事業の実施に当たっての原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づける改正がなされ、平成 14 年４月１日から施行されることとなった。

このような状況を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たっては環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが必要であるとの観点から、平成 14 年度から別紙の環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱に基づき事業を実施することとされたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

おって、貴局管内都府県には、貴職からこの旨周知願いたい。

以上、命により通知する。

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱

第１　環境との調和に配慮した事業の推進

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、用水路、ため池、畦や土手・堤といった、多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ多様な生態系が形成されるとともに、良好な景観が形成されてきた。わが国の農村の環境は、このような適切な維持管理の上に成り立った二次的自然を基調とするものであり、その保全や回復を図ることが、国全体として良好な環境を維持・形成する上でも重要である。

農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う事業であって第５に定める事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の実施に際しても、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮してゆく必要がある。

このため、今後の農業農村整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープランを踏まえて実施するものとし、食料の安定供給等とあわせ、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換することとする。

第２　田園環境整備マスタープランに基づく事業の実施

国の直轄又は補助による農業農村整備事業等は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するものとする。

また、国は、補助事業の実施に当たって、申請された事業計画が以下に該当する場合には、当該事業を採択しないものとする。

１　当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて保全すべきとされている生態系について、有効な対策が講じられていない場合

２　当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて配慮すべきとされている事項について、有効な対策が講じられていない場合

３　その他当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランと整合が図られていないと認められる場合

第３　田園環境整備マスタープランが見直された場合の措置

田園環境整備マスタープランが見直された場合において、事業主体は、事業計画の変更を行うときは、原則として、計画変更後に工事に着手する部分について当該田園環境整備マスタープランとの整合を踏まえた事業計画を作成するものとする。

第４　継続中地区の取扱い

現に施行中の地区についても、事業主体は、田園環境整備マスタープランを踏まえた事業実施に留意するとともに、第３の場合と同様に取り扱うものとする。

第５　対象事業

本要綱の対象とする事業は別表に定める。

第６　委任

田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については、農林水産省農村振興局長及び同省生産局長が別に定める。

附則

１　ほ場整備事業実施要綱（昭和41年７月26日付け41農地Ｄ第1241号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業については、第５の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。

２　土地改良総合整備事業実施要綱（昭和52年４月16日付け52構改Ｄ第217号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業については、第５の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。

３　水田農業経営確立排水対策特別事業実施要綱（平成12年10月10日付け12構改Ｄ第227号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営水田農業経営確立排水対策特別事業については、第５の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。

４　担い手育成草地整備改良事業実施要綱（平成８年５月10日付８畜Ｂ第229号農林水産事務次官依命通知）及び畜産基盤再編総合整備事業実施要綱（平成７年４月１日付７畜Ｂ第323号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営担い手育成草地整備改良事業及び畜産基盤再編総合整備事業については、第５の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。

５　次に掲げる要綱に基づき採択された事業については、第５の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。

(1) 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年５月20日付け10構改Ｄ第85号農林水産事務次官依命通知）

(2) 里地棚田保全整備事業実施要綱（平成15年４月１日付け14農振第2424号農林水産事務次官依命通知）

(3) 田園自然環境保全整備事業実施要綱（平成16年３月30日付け15農振第2629号農林水産事務次官依命通知）

(4) 地域環境保全型農業推進総合整備事業実施要綱（平成16年３月30日付け15農振第2759号農林水産事務次官依命通知）

６　農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業実施要綱（平成17年３月25日付け16農振2158号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業については、第５の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。

７　農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱（昭和41年４月23日付41農地Ｄ第772号農林事務次官依命通知）に基づき平成20年３月31日までに採択された団体営事業については、第５の規定に関わらず、本要綱の対象事業とする。

８　次に掲げる要綱に基づき採択された事業については、第５の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。

(1)　農道整備事業実施要綱(昭和 52 年４月 16 日付け 52 構改Ｄ第 239 号農林水産事務次官依命通知)

(2) 農村振興総合整備事業実施要綱(平成 13 年３月 30 日付け 12 農振第 1963 号農林水産事務次官依命通知)

(3) 村づくり交付金実施要綱(平成 16 年３月 30 日付け 15 農振第 2551 号農林水産事務次官依命通知)

別　表（省略）

（２）田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成 14 年２月 14 日付け農村振興局長、生産局長通知）

１３農振第２５１３号
平成１４年２月１４日

地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
水資源開発公団総裁
緑資源公団理事長
殿

農村振興局長
生産局長

田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について

平成 14 年２月 14 日付けをもって環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）が定められたが、第６の田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については別紙「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領」によることとしたので、御了知の上、その適切な実施にご配慮をお願いする。

別　紙

田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領

第１　定義

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成１４年２月１４日付け１３農振第２５１２号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第６の田園環境整備マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）に定められるべき事項等については、この要領の定めるところによるものとする。

第２　マスタープランの対象地域

マスタープランの対象とする地域は、要綱第５に定める事業（以下「環境配慮対象事業」という。）の実施地区又は実施を予定する地区をその区域に含む市町村において、以下に該当する地域とする。

(1)　農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域

(2)　農業振興地域以外の地域であって、生態系の連続性や農道・水路等の施設の一体性・連続性を考慮して市町村がマスタープランの対象として取り込むべきと定めた地域

第３　マスタープランの作成

１　市町村がマスタープランを作成するときは、次の点に留意するものとする。

(1)　マスタープランの作成に当たっては、別紙「田園環境整備マスタープラン作成調査項目」の内容により対象地域における自然環境及び社会環境に係る現況の調査を行い、その調査結果に基づくものとする。

(2)　マスタープランにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　地域内の環境評価に関する事項

イ　環境保全の基本方針に関する事項

ウ　地域の整備計画に関する事項

エ　その他市町村長が必要と認める事項

(3)　マスタープランにおいては、次に掲げる事項を満たすものとする。

ア　都道府県、市町村において既に作成されている環境に関する計画等、都道府県、市町村の施策との調和に十分配慮されたものであること。

イ　対象地域が「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）又は「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）のいずれかに区分されたものであること。

(4)　マスタープランの作成に当たっては、関係行政機関等との密接な連携の下に検討を行うとともに、地域住民の意向及び学識経験者等の意見を計画に反映させるよう努めるものと

する。

(5)　既に、農村環境計画策定要綱（平成６年６月２３日付け構改Ｃ第３９８号構造改善局長通知）に基づき農村環境計画が作成されているときは、当該計画をマスタープランとみなすものとする。

(6)　このほか、市町村において(2)アからウに該当する事項を定める計画等が既に定められているときは、これをマスタープランとして活用することができるものとする。

２　環境配慮対象事業の事業計画作成に当たって必要なマスタープランが作成されていないときは、事業主体は関係市町村に対してマスタープランの作成を要請するものとする。

第４　マスタープランの見直し

マスタープラン作成後、対象地域の自然的社会的環境の変化等により必要があるときは、マスタープランを見直すものとする。

第５　その他

補助事業の事業主体は、各環境配慮対象事業の実施要綱等が定める事業採択申請書の提出方法により、当該事業の実施地区に係るマスタープランを事業採択申請書と併せて提出するものとする。

別　紙

田園環境整備マスタープラン作成調査項目

項　　目	具　体　的　内　容　例
1　自然環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形：地勢図や地形図による
	②地質：地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による
	②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2　社会環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置(ﾗﾑｻｰﾙ条約等)
	②国立公園等国の指定地域
	③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造
	④農業の現状及び動向等
(3) 観光レクリエーション	①主要な観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要